

令和6年色麻町議会定例会6月会議会議録（第3号）

令和6年6月13日（木曜日）午前10時00分開会

出席議員 12名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	5番	相原和洋君
6番	河野諭君	7番	西村義隆君
8番	小川一男君	9番	今野公勇君
10番	中山哲君	11番	山田康雄君
12番	白井幸吉君	13番	天野秀実君

欠席議員 4番 小松栄喜君

欠員 なし

会議録署名議員

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
総務課長	高橋正彦君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課長	今野健君

教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	今 野 和 則 君
生涯学習課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 田 誠 一 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第3号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（令和5年度色麻町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（色麻町税条例の一部改正）
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（色麻町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第6 報告第4号 令和5年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和5年度色麻町一般会計繰越明許費）
- 日程第7 報告第5号 令和5年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和5年度色麻町下水道事業特別会計繰越明許費）
- 日程第8 議案第40号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第9 議案第41号 色麻町道路線の変更について
- 日程第10 議案第42号 色麻町道路線の廃止について
- 日程第11 議案第43号 色麻町道路線の認定について
- 日程第12 議案第44号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第45号 令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第46号 令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第47号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第2号 色麻町議会会議規則の一部改正について
- 日程第17 議案第3号 色麻町議会傍聴人規則の一部改正について

## 日程第18 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（令和5年度色麻町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（色麻町税条例の一部改正）
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（色麻町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第6 報告第4号 令和5年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和5年度色麻町一般会計繰越明許費）
- 日程第7 報告第5号 令和5年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和5年度色麻町下水道事業特別会計繰越明許費）
- 日程第8 議案第40号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第9 議案第41号 色麻町道路線の変更について
- 日程第10 議案第42号 色麻町道路線の廃止について
- 日程第11 議案第43号 色麻町道路線の認定について
- 日程第12 議案第44号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第45号 令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第46号 令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第47号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議発第2号 色麻町議会会議規則の一部改正について
- 日程第17 議発第3号 色麻町議会傍聴人規則の一部改正について
- 日程第18 議員の派遣について
- 

午前10時00分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名、欠員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから。失礼しました。ただいまの出席議員は12名、先ほど欠員と申しましたが、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、1番工藤昭憲議員、2番高森すみえ議員の両議員を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

○議長（天野秀実君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、5番相原和洋議員の一般質問を継続いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。5番相原和洋議員。

〔5番 相原和洋君 登壇〕

○5番（相原和洋君） おはようございます。

議長の許可をいただき、昨日に続き、一般質問をさせていただきたいと思います。

昨日、町長と私の一般質問、持続可能なまちづくりということで、いろいろお話をさせてもらっております。町長が持続可能なまちづくりということで、昨日、質問の途中でございました。町長としては、今、やっている事業、自主財源、移住・定住、あとは資源の活用、インフラ、医療福祉、また企業誘致等々やっておりますと。その取組を粛々やることによって、持続可能なまちづくりを進めるんだというお話をいただいておりますが、具体的な構想とか、そういった部分はちょっと見えてなかったものですから、今日はちょっと質問を続けさせてもらっております。

町長においては、戦略的という言葉を使わせてもらえばよろしいのでしょうか、その部分がいまいち見えないんで、具体的にという話を私はしたつもりでおります。なぜ戦略的か、市場分析、リサーチ、マーケティング分析等々、いろんなことがございます。

例えば、私、今回、リクルート関係さんのマイナビという会社がございます。ここで出ている部分で、町長住みやすいまち、住みたいまちとはという質問で昨日は終わったかなと思ってます。その中にね、町長ね、1万人規模の町について、いろんな部門別で出ているんですよ。総合的な部分、あとは若年世代、単身、子育て、シニア、カテゴリー的にはそういった形で分かれるのかなと。そういったところで、やっぱりこの1万人未満の規模、色麻町も多分少なからずここに入るのかなと思っております。

それで、これがですね、全国でやっぱり1位になっているのが、これは去年のデータ

ですけども、福島県の浪江町、また北海道沼田町、またこれでいきますところいったところがですね、俗に言う、今、消滅可能性自治体と言われている場所が入っています。ですから、前段に町長とお話しした消滅可能性という言葉あまり気にせず、粛々と町民のためのまちづくりをすることによって、選ばれるまちになるのではないかなと、住んでもらえるようなまちになるのではないかなと思うんですよね。

こういったところがどういう施策をしているか、事業展開をしているか、町長は御存じでしょうかね。執行部の課長方も多分それなりに分析はしていらっしゃると思いますよ。本町と比べて何がいいのか、何が本町劣っているのか。町長、そのあたり、朝から失礼ですが、どのような分析が出ているのか。ほかと比べて、色麻町のそういったところ、優れているところというんでしょうかね。これだけはほかには負けなくて、色麻として誇れますよというものがもしあれば、答弁をいただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 優れているところとって、こう、ああというところは、これこれいろいろ人によっての受け止め方があると思いますけれども。まず、本町にいわゆる来やすい、あるいは本町に行こうとするような、いわゆる外から入ってこられるようなまち、そういうことをまず意識をしたらいいなかというふうに思っています。

それで、昨日も多分話したと思うんですけれども、ほぼ若い人たちは、例えば、今、町営住宅に入られている方も、よくよくはやっぱりマイホームを建てたいということになるんだろうと思います。そのときに、その分譲地として同程度の、いわゆる格安のものがあるか、ないか。あるいはいろんな利便性はどうか、そういうことが選ばれる1つの基準になるんだろうと思います。

それから、抽象的な言い方で大変これは分かりにくいと思いますけれども、やっぱりまちとしての雰囲気づくりが大事ではないかなというふうに思っていますよ。それで、それぞれの地区の中でのいわゆるそういうよそから来る人たちを受け止められるような雰囲気をつくってほしいと。こんなようなことが、あるいは、そして、そういう雰囲気もできている地区もあります。昨日、紹介しました。そういうふうにできればなという思いであります。

誇れるところ、本町が誇れるところっていうのは、若い人たちにとっては、あまり自然とかそういうのもあまり誇れないと思いますので。やっぱり町としてはですね、本当は自然とか、そういうものが町の経済につながるようであればいいですよ。ただ眺めていいとか、悪いとかの問題ではどうにもならないというふうに思いますので、そういうようなことも若干意識をしていかなくちやなんないのかなと思っています。

それから、雰囲気の中にですね、主にですけどもね、これはなかなか言葉で言うのは簡単で、実際はなかなかそうもいかないんですけれども、本町はこのとおりの農村地帯なんですよ。そのときに、農業関係についてはやっぱりその忙しい時期というのは集中するもんです。そういうところしか見えない部分もありますね。しかし、やっぱ

り、今、週休2日という1つの世の中の中での体制がそのようになっているわけですので、農村地帯であっても、週1回はみんなが確実にのんびり休める日がつくれるような、そういう雰囲気や農村地帯もつくっていく必要があるのではないだろうか、そういうふうな思いであります。そのことが外から来たときの印象とかですね、そういうことにつながるのではないだろうかという思いです。ただ、言葉で言うように簡単にはいかないかもしれませんが、そういう努力を互いにするようなことも考える必要があるのではないかというふうに思っています。

十分な答えになっていないと思いますけども、一通り答えさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、町長から答弁いただきました。

優れているところ、町長としては色麻の自然の豊かさ、あとコミュニティーの社会環境、インサイド、中の部分としてね、内側としての人の関わり方がほかよりも温かみがあって、住みやすいですよということを多分言いたかったのかなと思いますが、ただ、それは中の人たちの話なんです、町長。それを今後、外に向けて、転入なり、移住なり、定住なりをしていただくためにどうするかという問題がここにあるんですよ。お示しする、色麻町がこういうところですよ。

そこでね、町長にこれちょっとお尋ねしたいのがもう1点あってね、ついこの間、町長の好きなデジタルのヤフーニュース、これにね、県内の読めない町ランキングというのを出たんです。色麻町何位でした、2位なんですよ。読めない。確かに、そうですね。町長も、私も記憶あります。修学旅行、昔を思い出して。東京都に行ったときに、何て言われました、「しかま」と満足に読める人は多分いなかったのではないかなと。多分、ここに執行部の課長さん方も多分修学旅行に行っていて、そういった経験をしたのではないかなとは思っております。やっぱりね、この色麻という言葉はどうやって外の方に認知していただけるか、これもやっぱり1つの戦略じゃないのかなと。色麻という場所どこにあるんですかってよく聞かれません、町長、外に出て。私なんか、あっちこっちふっ飛んでるもんですから、どこにあるんですかねって、色麻って。いや、仙台から北へ40キロ、30キロのほうですと。漠然とした言い方しか、できないじゃないですか。最近ね、こういう言い方していいのかどうか、大衡、半導体の大衡村の隣、北側にありますよというのが一番早いのかなと思いますよ。ただ、他力本願じゃないですか、そうだとね。だから、やっぱりしっかりとその色麻の認知していただくためのPR、アピールというものをやっぱり考えるべきじゃないかなと。やっぱり戦略ってそういうことだと思うんですよ、私ね。まず、色麻を覚えていただいて、来ていただく、ね。色麻というのはどういうところなのかなって、そっから興味を持ってもらわないと困るのではないかなと。

町民の中にいる人の満足度合いというのは、町長の言うとおりで私も思います。それについては何も言いません。ただ、そういった部分をひとつ考えながらやっていただきたいなと思いますし、そういう意味でさっき言ったね、外に対するアウトプット、外に対する発信、町長が公約で出しているDX、デジタルトランスフォーメーション、こ

れの推進もここにつながってくるのかなと。別に議会とか、執行部だけのタブレットの活用だけじゃないと思うんですよ。もしくは、防災だけでもないと思う。今、いろんな多岐にわたって、これは使えると思うんですよ。そこはやっぱりね、町長というよりも、これは執行部のシンクタンクの課長方に言いたい。しっかりとそこは国なり、県から予算措置を取れるものとして考えていただきたいと私は思っています。やっぱりね、各自治体、あちこちの市議会、町議会の人間と話ししますけども、やっぱりこのDXに、今、国が一番金をつけてる場所でございます。これをどうやって取るか、議員もやっぱり必死になって考えているみたいですよ。ねえ、町長、もし町長が難しいと言うんだったら、私教えますよ、そういうことは。いろんな部分ありますし、ほかでやっている事例もありますから、ね。そういったことをお願いしたいかなと。やることによって、今度、それが自主財源の確保につながる部分もありますから、そういったことを総合的に勘案していただきたいと思えます。

再三言っています。本町の自主財源、前年比から0.4%減の自主財源だよと。今さら一番乏しいとか、そういうことは言いません。これからそれをどのようにして自主財源を確保しながら、持続可能にするか。そこはやっぱり町長の手腕ではないかなと思っております。

今ある例えば1つですけども、金利が上がってきてます。町の剰余金と言われる財調なり、基金なり、これの活用、資産運用というの、やっぱりなってくるのではないかなと。これは企画財政課になるのかな、多分。そういうことも、やっぱり加味して考えていただきたいなと思っております。

ただ、片や町長が昨日言った過疎化という話ね。ああいう部分、あんまり私は好きじゃないんですよ。過疎には、やっぱり人は来ない。過疎地、過疎指定受けて、過疎債が入ってきたって、結局は借金ですから。使いやすいお金だって町長は言うけども、将来、5年、10年先の返済まで含めて、トータル的にどうなのか。やっぱり持続可能にするんだったら、自主財源を確保する方向を考えましょうよ。ねえ、町長。そういうことであれば、私もやぶさかではございません。相談には幾らでも乗らさせていただきますので、そのときはよろしくお願いしたいと思えます。

この質問これ以上続けていってもね、らち明きませんので、次の質問にちょっと入りたいと。

- 町長（早坂利悦君）　じゃ、答えさせてください。
- 5番（相原和洋君）　じゃあ、どうぞ。その点について、町長答弁あるんであれば。
- 議長（天野秀実君）　町長。
- 町長（早坂利悦君）　この知名度ということは、昨日もずっと再三言ってきたつもりです。やっぱり確かに町を売り込む場合は、知名度がないというのは大変これはつらいんですよ、やっぱり。さっき紹介されたとおりで、どこにあるか、それは聞いたことなかった人に説明するというのは大変これは難しいんです。私も何回も聞かれるのしゃくなもんですから、名刺も平仮名打ってるんですよ、実は。「しかま」と平仮名打ってい

るんですけれども、まず、このしっかり読んでもらうということが大変大事ですね。そして、そのために知名度アップするための1つの方法ということで、かっぱを使った、いわゆるマスコットキャラクターということでイメージをつけさせて、ああ、そういえばかっぱですといえば聞いたことある、あそこが色麻だなという、そういうアイデンティティーというんですかね、片仮名でいえば。そういうようなことを今まで努力してきたということで、まだまだ、でも知名度が低いということについてはそのとおりですよ。でも、幾らかそういう面で、知名度がアップにはつながっているのかなというふうには思っております。

それから、財政関係については、何回もこれは言う必要のないことでありますけれども、やっぱりこれから大事なのはですね、もちろん自主財源を何とかして増やしていくということは、その努力は必要なんですけれども、やっぱり本町は合併をしないということでのまちづくりを今進めているわけですので、合併したところと比べれば、スケールメリットがないわけですよ、これは。例えば、大きく言えば大崎というようなことになれば、5つも6つの自治体が1つですから、今まで何百人もいた、何百人って大きさですけども、百何十人もいた議員が20人や30人しかいないということになれば、あるいは町長、市長が6人も7人もいたのが1人しかいないとなれば、別に6人分、7人分の報酬をもらっているわけではないので、こういうやっぱり大きくしたところはスケールメリットがあるわけですよ。それだけでも、何億円という金が出るわけなんです。そういうことが本町としては当てにできないもんです。やっぱりあまりこの言い方、これは抽象的なんですけれども、やっぱりこの背伸びできないんですね、やっぱり。そういうことで、それなりの中で対応をするということにならざるを得ないということも、これも理解してほしいというふうに思います。

それから、DX、いわゆるデジタルフォーメーションの関係の話もありました。今、どういうことでこれをできるかということで、いろいろ今思案中ですので、なおいい知恵があれば、どうぞお聞かせ願って、できるだけ本町にとっても、この関係について町民の皆さんに分かりやすく、そして利用しやすいような、あるいは本町にとってもプラスになるような方向で捉えていきたいというふうに思いますので、その点については十分でないところはどうぞ助言をしていただければ、それなりに対応したいというふうに思います。

大体、今のところ、これぐらいの答弁にさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長からね、答弁いただきました。

色麻ってやっぱり認知してもらうためにどうするか、平仮名打ったり、いろんな工夫してますよというお話でした。まあ、そうだと思いますよね、やっぱり。平仮名というのも、名前、極端な話、平仮名の「しかま」って書いても、それまでなのかなと。

「色」の「麻」じゃなくて、平仮名で「しかま」でもいいんじゃないのかなと。

平成の大合併、町長言ってました。町長になって、町政四十数年、約半世紀。廃藩置

県後130年たって、それよりも歴史古いですよ、色麻ね。遡ること、歴史いえば、737年天平の時代、約1,300年前から「色麻」という言葉ございます。蝦夷地と言った時代ですかね、あの頃から名前残っていると。日本の漢和辞典、初めての漢和辞典、続日本紀っていうのがありますよ。あれにも「色麻」って載っているんです。そういう部分を、歴史のストーリーを1つ活用するとかという考え、ありません。そういうのを活用するっていうのも1つ手。

あと、昨日、地域振興課長と話してたら、ソーシャルメディア的な、T i k T o kという部分、1つの動画サイト、アプリ。これを使って、自ら町長が出て発信するというのも1つの手だと思いますよ、ね。市町村の中で、町長さん自らやっているというのがない。その中で、うちの町長がこうやって出てる。若い子が見るんですよ。あ、うちの町の町長だって、認知されます。外にも、認知されますよ。そういうことも、1つの考えとしてやってもいかがかなと。男として体を張るという意味ですかね、そういうことも考えてもいかがということを提案しておきます。

時間がございません。4番目の質問、公共交通活性化再生法。これについて12番議員から昨日ね、昨日、似たような質問出てましたんで、なかなか割愛しながらちょっと聞きたいなど。本町では、まず策定はしていないと。いろんな部分で今検討はしてるけどと言うけども、この部分についてね、1つ私はなぜこれを出したかということ、観光振興の地域戦略というのがあるんですよ、この中に。なぜこれをしなくないか、1点。そういうことを考えていただきたい。

で、策定していない自治体が県下35市町村だよ。何ぼあるか、本当に数えるくらいですよ。町長ご存じかどうか、分かりません。本年の3月、県がこれについての作成をもうしております。35市町村の状況、状態。交通機関の今の関係上、見て。昨日の12番議員のデマンド関係もこれ載っております。もし見てないんであれば、見ていただきたい。そういう戦略も1つの手じゃないかなと思うんですよ。当然、担当課では見ていると思われまして、ここでそれは聞きません。そういったことを進めていただきたいんですけれども、その点について町長いかなものか。重複しますが、答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 相原議員の御質問にお答えいたします。

現在、今、お話ありましたとおり、本町では地域公共交通計画は策定してございません。それに付随する計画もですね、現段階では全く白紙という状況でございます、検討はしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 白紙、検討はしていない。しからば、検討する気があるのかどうか。検討すれば、いつまで作成する気があるのか、町長のその考えをちょっとお尋ねしたい。なぜかということ、例えば、色麻の交通機関、バス、ミヤコーさん1つ考えてもそうです。1日何便走ってます。片や隣の大衡村、役場前から何便出ってますか。このあた

りだとやっぱり違いますよね、同じ仙台向かうとして、ね。私なんかこっち来るんだっ  
たら、大衡村に車停めて向こうから行きますよ、便数多いですから。そういったことを  
リサーチしていただきたいと思うんですよ。ほかと比べて、どうなのか。お金がないと  
いう話はできません、そこは。町民のやっぱりね、幸せ、幸福を感じることをやっぱり  
考えたくないのが行政だと思っておりますんで、その点を含めどうなのか、町長のお声  
を聞きたいなと思っております。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まずもって、この関係については今までもいろいろ内輪の中では  
話はしてきたんですけれども、まだ実際には交通計画には至っていないということで、  
状況をまずもって把握をしながら、若干時間をいただいて、こういう計画を進めてみた  
いと。そういう形がどういうふうになるかは別として、とにかく状況を判断をしながら  
計画を考えてみたいと、こういうことで当分の間時間をいただきたいと思っております。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 了解いたしました。

続いて、次の質問入ります。

最後の質問ね、町長。いろいろ、今、お話ししてきました。最後にこれちょっと聞いて  
おきたい。色麻町の魅力とは、漠然と私も聞いてしまいましたけど。町長どうなん  
でしょう、色麻町の魅力。さっき優れてるところということで、自然とか、どうのこう  
の言っていましたよね。その点、どうなのか。

何で聞いたかということ、町長にお尋ねしたいのはここで、本町のホームページ見てま  
すか。お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ホームページはたまにしか見ていないんですけれども、まあ、見  
ていると。そういう中で、さっきもちょっとこういう同じような質問かと思いたすけれ  
ども、さっき言ったのとほぼほぼ同じだということで、受け止めてほしいというふう  
に思います。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） あのね、町長ここにね、色麻町のホームページこうなってるん  
ですよ。歴史あるまち、四季折々の美しい景色が楽しめる、水がとてもおいしいまちだと。  
やっぱりね、それをどう生かすかなんですよ。戦略。ただ発信するんじゃなくて、最終  
的には出口、こういうふうにするんだという部分を持たないと、こういうものPR活動  
しても、絵に描いた餅で終わってしまうんですよ。ですから、その出口戦略というのを、  
本町としてはどのように考えてるのかなと思って、このPR、俗に言うパブリックリ  
レーションズというやつあるんですけども、それをどのように考えていたのか。要は、こ  
っちから発信しても、受け側が反応しなければ意味ないわけですよ、見ないと。見て  
もらって初めて、双方向の意思がつながるんですから。それを見てもらうための戦略は、  
やっぱり立ててほしいと思うんですよ。それがあって、将来的な移住者が色麻って面白

いところだな、いろんなことしてるな、何かわくわくするな、住んでみたいな、行ってみたいな、そういう思いになるようなものをつくなくちゃいけないんじゃないでしょうか。あちこちの自治体、いろいろ似たようなものはやってはおりますが、色麻という色合いを出すためにはなかなか難しいでしょうけども。でしょうけども、しなくてはいけないと思うんですよね、町長。それがやっぱり色麻町のよさを生かせるスケールメリットではないかなと。観光なのか、自然なのか、何なのか、町長の中でね、持っているものが。

まさか、町長がよくね、昨日ちょっとお話あちこちで出ました、視聴覚ホールなんていう話もありましたよ。けど、それは昭和のよき時代の私は話だと思います。町長がよく箱物政策、今、これやっても生産性は生まれません。やっぱり、生産性の生まれる事業しましょうよ、やるのであれば。もう昔のような足し算、引き算の事業じゃなくて、掛け算の事業、企業はもうそっちの方向行ってるんですよ。企業を使うと言うんだったら、その感覚を持たないと、お付き合いはいただけないと思いますよ、企業とは。そういった部分どうなんでしょうか、町長にお尋ねしておきます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 話にすれば、今のようなふうな話で、そういうことにはなるだろうなというふうには思いますよ、それはね。それを今度は具体化、いわゆる出口ということが具体化したときに、具体化するのにどうだかということでしょう。ですから、これも繰り返しになりますけれども、まずもって受けやすい場所だよと。それから、土地も安価で求められる可能性もありますよ。あるいは、仕事についても、近辺にはその距離の範囲の中には仕事たくさんありますよと。町内にあろうが、なかろうがですよ。そういうことで、そういう発信はしてきているわけですよ。そういう中での今言った、さらにプラス自然もこの通りですよ、水はきれいですよ、そういうことですよけれども、いずれそういうことでの本町へ若い人たちを魅力を持たせるという、今までは進めてきたわけですよ。それに何回も言われるような、いわゆるDXを利用したり、もっともっとアピールするべきだということについては、それはそのとおりだというふうに思います。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） まあね、町長にね、こういう話を今してます。町長にはこれをね、考えていただきたい、常に。執行部の課長さん方にも言っておきたいと思います。

やっぱり持続可能するために何が必要か、今できるもの、今すべきもの、また、これからやらなくてはならないもの、その上で町長がしたいことをやっぱり優先順位で考えていただきたい、ね。それが明確に出ないことには、町民にも伝わらないし、外の人にも伝わりません。色麻は、今、こういうことができますよ、今こういうことをしていますよ、これから先こういうことをやっていきますよ。その上で、町長はこういうことを思っています。それがあって、1つの出口戦略が生まれるんじゃないですかと私は思

いますよ。

例えば、1つの例、さっき町長が言って、なかなか口で言うのは難しい。農業政策考えたって、今、田んぼにただ米作るだけじゃないですよ。これを作るために肥料を入れるわけです。この肥料だって、pHによって違うわけですよ、土壌の。それを衛星で見て、今pH数見れますから。今まで100キログラム入れたところ、20キログラムで済む可能性もある、経費削減のもとにもなる、そういった戦略を全て立てられますよってことなんです。いろんなこと考えてほしい。これだけの優秀な方います。お願いします。

○議長（天野秀実君） 以上で、5番相原和洋議員の一般質問が終わりました。

次に、10番中山 哲議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いします。10番中山 哲議員。

〔10番 中山 哲君 登壇〕

○10番（中山 哲君） それでは、一般質問を行います。

○議長（天野秀実君） 10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 一般質問を行います。

今日で一般質問8人が私で終わりのわけですが、町長には長い間、大変御苦労さまでした。我慢して、1時間半使うかどうかは分かんないけども、付き合っていていただくようお願いをしておきます。

まず初めに、色麻町産業開発公社について、1点だけ質問させていただきますけれども、町長3期目の公約に公社の立て直しを掲げておられます。町長としての公社への思いもあろうかと考えますので、町長の立て直し計画について伺ってまいりたいと思います。

まず、町長の公社への思いはどういった思いなのか、1つ。そうした中で、開発公社の赤字額、また債務超過額は幾らなのか。そして、さらにその原因は何なのかをお伺いいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 中山 哲議員の産業開発公社についての御質問がありましたので、答えたいと思います。

公社への思いということが、今、聞かれましたけれども、公社はやっぱり町に代わって運営、経営をやっているものだというふうに私は思っておりますので、どうしても公社は健全な姿で経営を、あるいは運営をお願いしたいなという思いであります。

それから、赤字額、それから債務超過額というお尋ねでございます。株式会社の色麻町産業開発公社の経営状況は、令和5年度決算において、繰越利益剰余金が5,040万と3,817円の赤字となりました。したがって、債務超過額は3,620万3,817円であります。この主な原因ということは、平成23年3月に発生しました東日本大震災により建物が被災をし、2年間休業したことにより、売上げの減少により、23年度の次期の繰越金1,650万円が赤字となり、翌平成24年度の次期繰越金として2,650万円のマイナスと、

1,000万円ほどの赤字が膨らんだこと。あるいは、最近では新型コロナウイルスによる売上げの減少、仕入れ食材の高騰、これらが原因となって、こういう結果になったというふうに見ております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、今の町長の答弁ですと、大震災、そしてコロナウイルスによって、この莫大な赤字、また債務超過といった金額になろうかと思えます。そうした中で3,620万3,817円、これが債務超過となっております。そうした中でね、町長ね、今の答弁を聞いていると、これ全てその東日本大震災、そして新型コロナウイルスが原因だと、公社の赤字、債務超過につながるのそれだけだというふうに、原因として見ているというふうに答弁をいただいたのかなというふうに思います。

そうした中で、やはり公社としての原因というのは何もないと捉えて町長はいるのかどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 原因の、今、申し上げたのは、原因の主なものだということで、それだけではないわけですね。それだけではないわけです。主なものだけを申し上げたつもりであります。やっぱり、公社自身も努力はされてきました。そういう中で、どうしても思ったよりも売上げが伸びないと、そういうことが当然、原因になるわけですが。それから、エゴマ関係についても、これは私もずっと見てきた、こなければならなかったんでしょうけれども、ある時期に在庫を抱えたと、そういうことも全て要因にはなっているというふうに思っています。それは今申し上げた、さっき申し上げたような原因プラスのようなものでありますけれども、そういうことで、そして現在に至ってきたとこういうことです。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長ね、震災の際にもね、経営が苦しいということでね、平成25年に町はね、1,000万円出してるんですよ、公社に。けれども、赤字額、これはここんところで経常利益、また当期利益と言ってね、ここんところで25年も440万円ほど赤字、また26年も900万円ほど赤字、また29年、そして30年、そして今までも続いて今度900万円。これずっと続いているんだよ、町長。公社に金を出しても赤字は続いてんの。経営に何らかのやっぱり問題があるんじゃないかと私は思うんですけども、そういった問題の分析等々について、町長はこれらについて、どのようにこの数字を見ているのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 公社経営に関係しては町も関わりあるわけですがけれども、ずっと見てきたわけではないにしても、確かに25年度もそのとおり、今、質問にあったとおりです。この債務超過も25年度からずっと引き続き、債務超過はなってきました。その中で、やっぱりこうやって見ますと、この3年、いわゆるコロナでいろいろあったこの3

年間、2年、3年、4年ですかね。ここがやっぱり味彩館ふるさととっかば茶屋が大きく落ち込んだと、結果として。その分が、さらに債務超過のほうに大きく出てきたというふうになります。

確かに、取締役会でも本当に、前のほうは分かりませんが、25年、26年はその辺は分かりませんが、ここ何年かについては本当に真剣になって、対応に苦慮してきたようです。しかし、結果としてはこういう状況になっているということです。今回、やむなく持ちこたえられないということで、味彩館ふるさとを指定管理から外させてもらうというふうな結果になったということになりました。いずれにしても、もっと原因はあるかもしれませんが、売り込みが足りなかったとか、メニューがどうだったとか、人件費についてはどうだったとか、そういうこともあったろうと思いますけれども、今、全部点検しながら、やられているということでもあります。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長ね、町長は28年に町長に就任したんですよね。そうした中でもこの累積、また赤字、それはずっと続いているんだよ、町長、ねえ。これらを町長は立て直すつてんだから、公社にだけそういうんじゃないで、筆頭株主として、町として、部下と課長にその原因は何だか分析してけねかとかそういった命令つうかね、指揮を出した記憶ありますか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 直接その指示はしておりませんが、こういう結果を見ればほぼ分かるということですね。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、町長はこの結果を見ればほぼ分かるというんだけど、その原因は何だか分かっているということで捉えていいんですか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局、売上げが目標どおりいかない、その売上げがならないということについては、極端に言えばこの3年間に、コロナの3年間に人が止まったと、動きが止まったということですね。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、要するにその計画どおりいかねえつう話なんだけど、これについては後でまた質問するんですけども。町長ね、やっぱり立て直しという意味は、町長の考える立て直しという意味はどういうことなのか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） やっぱりマイナスを減らしていくということですね。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） ああ、マイナスを減らすということ。要するに、正常な経営に戻すということでしょう。そういった立て直しというのは、そういうことなんだろうと思います。

そうした中で町長ね、その分析は非常に大事なんだろうと思うよ。公社がそこんとこで町長に示しているのはどういうふうに示してる。我々さ示さったのは5年、6年、7年と、その改善計画は示されてますよ。その前はどのように努力をしてきたのかということには分からない。ただし、25年にも改善計画は提出してるわけ。その改善計画どおりに公社は立て直しに力を入れてこないから、この結果になってるということが数字で表れているんじゃないですか、町長、ねえ。町長はそのときにいないと思うから、その辺については分からないんだろうけれども。そういった中でね、やっぱり公社の体質として問題視あまりしてないのかなというふうには、私取れないの。まあ、町長は役員、職員一丸となってやってるって言うんだげっども、現実に数字はさっぱり回復しない、ねえ。そうだからこそ町長として立て直すと言うんだければ、それを部下にやっぱり指示をして、分析をしっかりして。町長ね、筆頭株主として、今、総会に出て、そういったところで、町長がその役員にこういった改革をすべきでないかということを求める。要するに、ものを言う株主ということで町長にはなってほしいわけ。そういった中で立て直しをしていかなければ駄目、私はそのように思うよ。町長が、それができるのは町長なの。なお、町長は立て直しに努力をする、3期目の公約に掲げたのだろうと思うが、ねえ、町長。どうしてそういったね、指示、分かるだろうでは、分からないですよ。

一般質問は町長に尋ねることだから、課長にどうやってを言えないからね、町長ね。町長、ここんとこでね、そういった意味からしたら、やっぱりもうちょっとここの分析をやったりするということが大事なんじゃないかなと私思う、ね。そういった意味でいけばね、赤字とか何かという形でいった場合には利益を上げねばなんねえっていうのは、これ、赤字が出れば利益を上げでいがねげなんねんだよね。そういったときに、何をどのように改善すれば、売上げ、利益が上がっていぐんだということを考えれば、その上がるんだというのは町長どのように考えていますか、改善するとき。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まあ結局、現在の営業品目を上げるというふうにはしかないわけですよ。別な職種を新たに求めるとかという考えは持っていないので。今はかっぱ茶屋、それからエゴマ関係、それから積水関係、それから伝習館の食堂、ここを売上げを上げていくしかないわけですよ。エゴマとそれから積水関係はほぼほぼ、これは上げると言ったんだって、ほぼほぼこれは決まっているようなもので、エゴマが今よりもさらに倍も高く売れるとかという状況にはありませんので、問題は食堂関係を、お客さんを呼び込むという以外しかないわけですね。

それで、これこういうことを言いますと、やっぱりまだ甘いつてこう言われるわけですよけれどもね。第三セクターというのは本来、例えば、どこのあるでも見ても分かると思うんですよ、どこでも。第三セクターというのは民間で、いわゆる民間セクターでやれないので、自治体を中心になって、そして、民間を入れての第三セクターですよ。それは最初から第三セクターでなければならぬ状況で始まっているんですよ、あれは。そこは、ある程度は理解してもらわなくちゃならないですよ。

例えば、今、この前のニュースにもあったんですけど、阿武隈鉄道だって何だって、やっぱり第三セクターとしてみんな補助金を出さなければ、その鉄道も走らないわけですよ。お客さんとこ何ぼ旗振って呼んだって、これは旗振って呼んで、乗ってくればいいですよ。なかなかそうはいかなくとも、必要だからということで補助金を出して、第三セクター化にして動かしているわけですよ。

ですので、確かに私の考えは甘いんですよ。甘いんですけども、そういう第三セクターそのものとして、スタートの時点でそういうものだということも、やっぱり理解してほしいんですね。ですから、ほかの町にも第三セクター化している事業がたくさんあると思います。特に道の駅とかですね、そういうところなんかも第三セクター、あるいは地ビールとか、そういうのも第三セクターでやっていますけれども、やっぱりね、それはお客さん来れば黒字になるんですけども、分かるんですけどもね、そのお客さんを呼ぶのにどうい、いろんなこと考えながらも目標立ててやってるんですけども、やっぱりそう計算どおりはいかないんですよ、なかなかこれは。それは指摘されても、怒られても、何ともおわびするしかないんですけども、そういうことでやっているんだと。

だから、立て直し、今のこの状況を結論的に立て直しするには、例えば、若干の事務職の経費などについてもね、町で私は見てあげなくちゃなんないと思ってるんですよ。でなければ、売上げを今の倍でも上がればいいですよ。相当かっぱのゆ関係の食堂も、人は入ってきたという報告は受けてます。それから、さっきも言いましたけれども、どうしても黒字化、いわゆる採算取れなかったということでの味彩館も、もう指定管理としてはもう持ちこたえられないということになったのも、これも町とすれば何とかしてと思いますけれども、持ちこたえられないという状況であれば、これもやむを得ないだろうなという判断をせざるを得なかったということで。言われれば、どういう指導もしていないのか、指導はいいんですよ。ですから、今言ったようにお客さんもっと呼べ、呼ぶような工夫すれ、それはいいですよ、旗振らせるのはいいですけども、結果として、そういう目標に届いていないために、こういうふうになってきたということです。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、町長には思い、さきた思いを一番最初に聞きました。それはまた思いの繰り返しになのかなというふうに思います。尋ねたことには、幾らか答弁していただいたかなというふうには思いますけれどもね。

町長ね、さっきもコロナと3年間だと言うげっど、コロナでも地方創生交付金だったですか、それらの補助金というかね、そういった中で2,000万円だかばり出てんじやなかったかなという記憶もしてます。そうした中でも、やはり赤字を計上しているわけですよ。だから、金は結構つぎ込んでるんだよ、町長。それでも、経営が改善できないの。だから、原因は何なのやということ聞いてんの。だから、その努力をしていくのには、売上げを上げてくのは、やっぱり町長はお客を呼ばなくなんないとかなんとかって言うげっども、やっぱり売上げ原価の引下げとかね、やっぱり販売管理の削減とか、

人件費の見直しとか、そういったものというのはやっぱり的確にやっていかなければ、どうしようもないんじゃないかなと私思うのね。

やっぱりさ、町長、この辺にいったらね、人件費なんかではやはり前の改善計画提出されたところで、労働配分率ということで61、これは全体のやつで、9%となってるんだげっども、こういったものから見ていけばこの配分率だって要するに人件費だ、こいつは。労力というの、配分率というのは。これは企業として一番大事なものの、人件費に関わることだから。これらについて第三セクターというのは、この労働配分率からいけば、平均的には何%になると町長は考えてますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 労働配分率、配分率については課長から答弁させますけれども、確かにね、コロナ禍のときに、それなりの補助金を入れたということは分かりました、分かります。それでも、なおかつ人が入らないんですよ。これはね、例えば、仮に公社でなければ民間であれば多分雇用を切ったと思うんですよ。ただ、そこまではちょっと指導できませんでしたけれども、公社という性格でやっぱり人をずっと置いたわけですね、雇用し続けたわけですよ。ですから、例えば1,000万円、2,000万円確かに入った。けども、人件費も6,000万円もかかっている。どうにもこれはね、売上げのほうにはさっき言ったとおりですので、とてもとても間に合わないんですよ。

それから、人件費、それだって手当を出しているわけでもない。できるだけ削減をする方向でいっている。けども、今まで例えば10万円けだ人を9万円、8万円って、なかなか下ろせて。ボーナスとかそういう手当はつけられませんがね。あるいは、役員の報酬もゼロということで頑張ってきてもらっていると。ですから、やっぱりね、ここはなかなか手はつけられなかったと思いますね。半分にしたらどうだと言われても、いや、できなかったと思いますよ。

それから、さっきの労働分配率か、労働分配率という話がありましたけれども、それはちょっと課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 令和5年度のですね、労働分配率は公社全体で64.4%となっております。

○議長（天野秀実君） 10番中山 哲議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長、さきたね、労働分配率っていうのでね、平均は何ぼって聞いたんですけども、その辺についてもまず答弁をお願いします。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

令和元年から令和5年度までの労働分配率の平均を算出しますと、71.6%というふうな数値でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、これね、さっきも言ったんですけども、企業にとって、会社にとって、この分配率というの本当に人件費に関わることで一番大事なこと。こういった中でね、71.6%というのは非常に高い、ねえ。何ぼ高くたって50%だな。それがもう半端じゃない数字になってる。ということはね、ここんとこで、改善計画で5年で61.9%に抑えるよと言ってて、これが64.4%になってるということは、ここでもその跳ね上がってるというかね、人件費が高いつて、コストカットをしなければ駄目だよということを示している数字なんですよ。これらはやっぱ企業努力というのはぜひしなければ、絶対改善していかない。これらを本当にさっき言ったように、町長ね、やっぱり町長がね、課長に対して、これらしっかり分析して、企業に対して、会社、公社に対してね、やっぱりしっかりものを言う筆頭株主として言わなきゃこれ成り立たないよ、町長。この問題、本当に簡単に片づけられる問題じゃないよ、これ。ねえ、町長。だからね、こういった数字からものを言うてんの。やっぱり数字はものを言う、うそ言わないの。

そしてね、お尋ねすんだげっども、人件費は幾らぐらいになってますか、お尋ねします。何%になってるか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ちょっと、今、調べていますけれども。結局ね、人件費カット、いわゆるコストカットという言い方しましたけれども、そんなに高く人件費払っているわけでもないんですよ、これね。そして、さっきも言って繰り返しになって大変恐縮ですけれども、これやっぱり民間であれば多分解雇したでしょう。この3年間ね、コロナ関係の3年間ととにかくお客さん来ないんですから、動かないんですから、多分解雇したというふうになると思います。そこまでは結果としてはやんなかったわけですよ、公社は。ですから、雇用を続けたと。その結果、今、言ったように労働分配率も極端に上がったと。そういうふうになりますけれども、やっぱりこの、この辺のかんがえ方が、いわゆる民間の考え方と公社の考え方とイコールにすべきかどうかなんですよ、やっぱりこれは。確かに経営ですから、それは民間のそういうことも考え方は取り入れなくちゃなりません。しかし、一方では公社として町が関わってね、解雇していいかどうかという判断もこれはされるわけですね。そういうことで、こういう結論に、結果になっ

てきたことについては何ともこれは議会に対しては申し訳なくは思っております。さらに議員の皆さんもたびたび利用されていると思いますけれども、そういう中で気づいたことも、これまで例えば、ここがこうでねえか、ああでねえかということもあったかと思っておりますけれども、そういうアドバイスもいただければやっぱりそれも善処したいというふうに思っていますので、そういう意味での立て直しのほうへ向けてやりたいなというふうに思っています。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

令和5年度ですね、決算におきます人件費の割合は59%でございました。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 人件費、企業で開発公社みたいな会社によると、大体平均すると20.29%が人件費なんですよ、調べっと。そうした中で59%と、これは半端じゃない、やっぱり。公社と普通の会社は違うと町長何回も力説するけど、町長の思いと企業の立て直しは全く違う。思いだけでは、立ち直しはできない。やっぱり数字に的確に向かわないと駄目。もうここでね、そいなふうになってる全てがね。給料安いかどうかは私には分からないけど、その指標からぼってげば、そうなってくよということを書いてんの。そして、企業立て直すのには、必ずそれらを避けて通れるわけではないんだよ、町長、ねえ。やっぱり、これまでだって町でね、何回もこういったもの出していかなきゃなんなくなるといことになるんだよ、そうなる。さきたも少し町長は触れてたけども、ねえ。

そこで次に、今度、開発公社のね、改善計画は計画どおり進んでんのかということで、町長、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。改善計画ですね、計画どおり進んでいるのかという御質問でございます。

改善計画については、長期借入れに伴う固定負債を抱えている状況でございます。持続的な経営を行っていくため必要となる効率的かつ安定的な経営を実現することを目的として、令和5年2月に公社が策定いたしました。令和5年度を計画1年目として、令和7年度までの3年間の計画でありまして、部門ごとに経営改善に向けて取組を記載し、当期純利益を黒字化にしていく内容となっております。令和5年度の売上げ総利益が計画の9,215万1,000円に対し、決算額では8,954万円で、経常利益が計画のマイナス9万9,000円に対し、決算額ではマイナス889万3,000円で、当期純利益の計画ですが、マイナス28万4,000円に対し、決算額ではマイナス907万8,000円と、計画どおりには進捗していない状況でございました。計画2年目の令和6年度からは組織体制を見直し、味彩館ふるさと部門の閉鎖や、適切な人員配置を行い人件費を圧縮するなど、業務の効率化を図りながら黒字化に転換していく方針としてございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今の答弁ですと、まあ、計画どおり進んでいないということで、まあ、計画では当期純利益、これマイナス28万4,000円だったのが、決算では907万円8,000円と物すごく乖離がございます。こういった中で、やっぱり計画は進まないと、ね。そして、こういった内容でこの精査をして、この立て直し計画をしたのかな。やっぱりこれもこの数字を照らし合わせて見ると全く違う、やっぱりね。そういった中でいくとね、これらは改善計画というのは私から言えば破綻してるということになる。破綻しているね、改善計画で黒字化に向けてね、転換してくと言うげっども、この中ではさきた課長が答弁の中に組織の体制の見直しなりね、そういったものを図りながら人件費の圧縮、これらをやっていくと言うげっども。で、今度は人件費は59%がどのくらいに抑えられるのか、来年として、ね。その辺をお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 令和6年度ですね、予算から見ますと、人件費の割合は56%ということで見込んでございまして、労働分配率のほうについては57.2%ということで公社のほうでは見込んでございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、パーセントにすれば、大した抑えられないということになる、ねえ。なかなか進まない。こういった中でね、本当にまだ赤字の計上、そして債務超過額も増えてくのかなと、そしてだんだんと資金ショート。難しくなるんだ、ねえ。こういった中でね、本当にこの改善できていくと思ってんのかどうか、町長、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっきも言いましたけれども、やっぱり事務員の経費ぐらいは町で見てあげないと、これちょっと難しいんじゃないかと私なりに思うんですけどね。今、言われたように、確かに計画どおり進めればそれはそれで問題ないんですけども、目標を持って向かっていっても結果としてなかなかそうはいかなかったと、1年目はね。これからだって相当厳しいというふうになります。

ただ、足引っ張った1つの原因の中に味彩館があったということで、これをどうしても切り離したいということになりましたので、この部分については確かにその部分がすぽっとなくなるというふうに見れば、幾らかはその部分では計算は成り立つところありますけれども、全体的にこういう状況でやっていくんですので、やっぱり事務員ぐらいのことは町で見てあげてもいいのではないだろうか、あるいは見てあげるべきではないだろうか、私はそう考えているんですよ。いずれ議会の皆さんに提案するとき、どういように皆さんが受け止められるかということになりますけれども、私はそういうふうにして、できるだけ健全化の方向へ向けてやりたいという思いです。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、町長の思いは何回も聞いてっから大体分かるんですけどもね、町長ね、やっぱ一企業として企業努力というのはやっぱりしなきゃ駄目。それを

ね、やっぱり町長ね、ちゃんと町長が言わなきゃ。だれ、町長がね、企業、何ていうのかね、手助けすんのが立て直しになんのかなっていう。やっぱりあえてね、馬鹿を斬るってことだってね、町長ね、必要なんだよ、町長。やっぱりきつくね突き放すことだってね大事なの。だれ、まだの議会にお願いしますって言ってたら、ああ、ねぐなれば、企業としてはね、公社としては、町長がまた議会さ頼んで、また金出してもらうからいいやという感覚になるよ、今みたいな答弁してたら、町長。そういうのを助長していいのかって。だれ、そういう町長ね、答弁はないと私は思うよ、ねえ。

町長ね、まあ、こいつだってさ、ここんどこでふるさと部門の閉鎖に伴う見直しについて、今後、金融機関と協議を進めていく予定ですよ。要するに町長が言ったように、やっぱりそこんどこでは少し人件費だりなんだりが少なくなってくというのは、ここんどこで0.3%ねぐなってくというのは、それらの中なんだろうと思うんだけども。金融機関と相談してくと言うげっども、これらは町長、町長が相談すんのか、企業、公社が相談すんのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それは当然、取締役会のほうでの相談ということになります。

そして、これは見解が最初から違うからでしょうけども、やっぱり一般企業という見方をすれば、言われているとおりでんですよ。これを一般企業として見るか、それから、第三セクター式として町がこれを立てるために、町としてやらせた、やらせたというか、町として立ち上げたものとして見るか、その感覚の違いだと思うんですけども。確かに町のほうから切り離して自立してもらうことについては、このことについては何ら問題ないんですよ。ただ、状況的に自立できる状態かどうかという判断もしなくちゃならないんだと思ってるんです。努力もしていないわけじゃないんですよ。取締役会の人たちだって、努力してないつもりでないんですよ、私が見てて。それから、当然、私のほうからも、これから借入れの返済になるんだから、これはよほどしっかりしないと駄目だからというようなことは、それは当然言っていますけれども。ただ、さっきから私も甘いんですけども。やっぱりね、この第三セクター化した、町でこれを立ち上げざるを得なかったということ、これも理解してほしいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長ね、やっぱり聞いたやつじゃなく、別なやつでは長く時間を町長は取るわけだけっども、実際ね、町長ね、この計画ね、俺は破綻してると言ったんだげっども、町長、これ、今の計画のまんまで、これでいけんですか、んだら。お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いけんですかというよりも、やっぱりいかにくちやなんないものなので、それを目標にして、とにかく頑張っていくしかないわけですよ、これは。だって、例えばですよ、もう少しこの100%以上達成するような目標立てたところで、下げてね、目標下げて立てたところで、これはどうにもなんないんですよ。ですから、そ

ういう目標に向かって頑張れ言うしかないんですので、破綻しているとか、破綻していないじゃなくて、目標をそれに向けて頑張るしかない、こういうことですよ。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長ね、改善計画このまま、んで6年度のやつもね、この数字でまあ最終的にね、当期利益として256万2,000円、黒字化するんだよ。このようになれるということ言ってるわけだね、町長はね、ね。まあ、そのように努力してなってもらえばいいんだげっども。現実、町長は、この計画がもしこのとおりにいかなかった場合はどのように考えますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） あくまでもこれは目標としてそれに向かって努力をする以外しかないんですから、それは結果としてそういうこともあり得ると思います、結局ね。そうなれば、やっぱり経営そのものにまだまだ苦しくなっていくと、こういうことですね。まあ、それはそういうことなんですけれども。結局ね、この捉え方だな、捉え方を、この公社という第三セクターにした公社という捉え方を、どういうふうに捉えるかということなんです。公社自身はそういう目標を持って頑張ってもらうのは当然ですよ。その結果どうなるかは分かりませんが、目標に向かってそれをクリアするために頑張ってもらうのは当然ですよ。ただ、町として、これは私も、あるいは議会もなんですけれども、この第三セクターというこの公社の捉え方をどういうふうにするかということなんです。例えば、勝手にやれやと、公社は勝手にやれと言うか、町のほうでやっぱり支えなくちゃならないと思うか、そういうところだというふうには思っているんです。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長ね、味彩館が閉鎖されて計画変わるんだよ。それ今までは入ってたの。変わって、今度計画は我々にその変わったものは示していないんだよ。変わるんだよ、町長ここで。閉鎖するということは、今までその中で450万円ほど赤字になってたげっども、これがねぐなるんだというだけのことでないんだよ、町長。変わってくの。だから、それをないことにおいて、全体としてはどのように変わるのかっていう。その計画だって立て直さなけりゃ、我々に示さなきゃ、これだって分からないんだよ、町長。そして、これ6年度のやつで256万2,000円、そのとおりに見えるのかって、我々見えるわけがないんだよ、町長、ねえ。その辺を考えながら答弁してもらわないと。理解してけろったって理解できない、私は、町長ね。その辺考えなきゃ駄目ですよ、町長。だれ、あんた。町長、そういった意味からしたらね、やっぱりね、私ただきつく言ってるつつうんじゃないんだよ。やっぱり本当にこれだって町でね、今までだって町で結構金出してきたよ、ねえ、町長。さきにも言ったように、この答弁書にも書いてるように、この後から出てくるんだげっども、もうね、4,000万円も5,000万円も近い金は出てくるんだよ。だれ、あんた、それでも赤字つながってんだよ、さっき当初に言ったように。だから、経営が改善されてないということ言ってるの。ねえ、町長。そうしてコスト

カットだって何だって、さっぱり見えない。一生懸命やっていると、だって数字では表れてこないんだもの。それ公社だからしゃあねえんだみたいな、町長ね、答弁をいつでも繰り返してたらね、公社の役員の人たちだって、社員の人たちだって、最終的には町が持ってけっからっていう、そういう気持ちを持つよ、町長。議会だって、あんた、そいつをずっと町長に言われれば、そのまま出さなくなんねえということになってくもんでもないんだよ、町長。その辺をやっぱりしっかり考えなきゃ。だから、町長は筆頭株主としてね、やっぱりもの言う株主として、やっぱりちゃんと忠告しなきゃ駄目。だれ、支えてあげっからやという話では駄目だと思うよ、町長。だれ、あんだ、計画だってしっかりした計画をまた示してもらわなければ、我々だって駄目。そして、金融機関さだってお願いはしていくって、町がお願いしたらまた別な問題になってくるんだよ、町長。後で聞くげっども、ねえ、町長。だから、こういったものだって出てくるの。町長、笑ってる話じゃないよ、ねえ。この計画だって示してもらえるのかどうか、お伺いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 言い方も悪かったんだと思いますけれども、公社だから仕方がないというわけではないので、公社は公社として目標を立てて一生懸命やってもらうと。それがまず前提ですから、それは前提ね。だから、あとは町としてやれることについては、町としてもやってあげなくちゃならないだろうなど。こういうことなんですよ、私が言っているのはね。

それから、今、言われました6年度の計画、これは、今、取締役会のほうで金融機関と相談をしているということですので、その結果をもって新たに計画を策定するということになって、皆さんに提示できるというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今の答弁は理解をいたしました。やはりね、そういったふうにしてね、やっぱり議会に出して、ちゃんとその見極めをできるような資料というのがね、やっぱり我々にだって必要なものだから、やっぱりそれは当然出していただくものが賢明なものだろうと私は思いますよ。だから、出していただくということだから、まあ、それを待ちましょう。

そうした中でね、これから、これまでも町からね、公社に対して補助金を出しているが、今後補助金の支出はあるのかということで、町長お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今まで言ったことで大体分かると思いますけれども、何とか事務員の手当ぐらひは考えてあげたいなというふうに思っているんですよ、この支出については。あくまでも、議会の了解があればということになります。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、職員の手当というのはね、このぐらひは出してほしいということになるということは、町長ね、町長としては、今、いろんな取締役会で計画を練

るように、今、画策してるっていうかね、今、望んでいるわけだよね、さきたの答弁からすれば。そういった計画の中で出ないうちに、そういったことが町長には何をもってその事務員のね、経費ぐらいは出してやんねぐなんねんだろうという言葉になってくのか。その辺、何を根拠にまだ計画が出されてない、そういった中で出てくるのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） もちろん計画にはそういうこと当てにされているわけではないんですけども、当然、今、策定中ということですのでね。やっぱりマイナスの大きく左右しているのは、さっきも言った1つありましたけれども味彩館の関係。それに伴って、いわゆるその事務管理、管理部門、これが大きいわけですね。その分がその事務管理部門の大半が事務職なんですけれども、そっちのほうの大きいもんですので、せめてその職員分、事務職員分ぐらいは見てあげなくちゃなんないのかなという、私なりの思いがあります。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、私には幾らぐらいになるか分からないけれども、その計画書なり、その実際やらない中での推測で、まあ、ものを町長は言ってるんですけども、その点についてはまあ、私はこれらについてはね、議会に出てこねえから分かんねえげっども。そういった中でね、やっぱ努力をしてもらうことにはね、必要なものだから、努力しなければその経費だって出てこねえから、売上げだって出てこねえんだから。実際、この人件費だって今の計画を立て直ししたの、まあ、見直しをかけてやってくるんだらうから、その辺の中でその管理部門のやつだってちゃんと賄えるかもしれませんのでね、町長ね。まだ、ただ、今はでも、町長からすれば、まだそういったことが起きんだらうと想定して、ものを言っているんだらうと思います。

しかしね、町ではね、ここんとこさも答弁書にも書いてけっどもね、町長ね、さきたも言ったげっども、本当にね、やっぱり5年度の、令和5年3月にもエゴマ買取り資金としてね、資金不足に陥ったということで1,037万6,410円、そして、6年度の当初では、人件費だよ、これもね、3,317万9,000円出してんの。そして、その前にもさっきも言ったように25年度にも出して、まだ、あとコロナのときも出してる。まあ、大体5,000万円近くの金が出てるということ。そういった中で、まだの議会にお願いしねげなんねえっていう頭を持ってるわけだよね、町長ね。やっぱりさ、だったら町でどこまで出せんのやっっていうことなんだよ。ねえ、町長。

そうすっとね、今度ね、この次の質問になってくんだげっども、町長。町の財政からして、公社へね、今後幾らまで支出できると考えてんのかということになってくの。今まで5,000万円近い金を出してて、またの今度幾らになっか分かんねげっども、管理部門、事務管理部門というかね、管理部門の経費まで今度お願いするよというようなお話をされて、そうした中で、やはり今後どれまで出せんのやっつうのに対しての答弁では、答弁書では注視していきたいと、経営改善として見極めながらと、黒字化に向けてと。だ

って、この計画まだ見直しが出てこないうちに、どういったふうにしてくんできたか。ただ、見てるだけ。注視していくということはさ、物事をどうなるか、その成り行きを見てるということなんだよ。大体、出てこないうちからね、そういう話ではないと思う。ただ、出してけろって言ったら。

ここんとこでね、町長ね、令和8年から返済せねばねんだよ、ねえ。ここんとこに書いてるように。借入金ね、短期で1,000万円、そして、あと長期で5,000万円というのがね、計6,100万円、それに債務超過3,500万円。この金にずっと、約1億円の金が払わねげなんねえものがある、債務として、ねえ。そういった場合に、町長これだけで終わってるんだかどうか私は分かんないんだけども、今の経営の中でこれを令和8年から払ってくるのに、何ぼぐらいの売上げがなければ払えないかって、払っていけっかというのを、どのように考えてるかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、前段の部分でありますけれども、経営が改善していくのか見極めながら注視していきたい。注視って表現してしまいましたけれども、これ判断していきたいということの、どっちかという誤りです。判断をしていきたいと、こういうことです。

それで、債務超過が今3,000幾らですので、実際は借入れ額がさっき言ったとおりの6,000万円近い金があるんですけれども、その金を返済していくということですね。それで、その計画については、私のところにはまだ上がってきてはおりませんけれども、今取締役会で銀行とも相談しながらとさっき言いましたけれども、そうしながら多分、今計画をつくっている最中だというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあね、このね、6,100万円、そして3,600万円。町長尋ねたのはね、この返済してくのに、だったら、この返済6,100万円を1年間でどれくらい返済する額になるのか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、計算してもらってたんですけれども、大体、月80万円ぐらい払わなくちゃならないんじゃないかということですよ。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 月80万円。月80万円というと、大体1,000万円近いっつうごったな。9,000、9,600、9,700、その数字になるのかな、そのぐらいの数字。そしてね、5年度の売上げっていうのから計算してたらね、1億7,000万なんですよ、売上げが。そして、この金を月80万円、そして1年間9,000何ぼ、約900何ぼ、1,000万円払っていかうとすれば、売上げはやっぱり3倍にならないと、どうしようもないのかなと、ね。そういったふうにいけば、やっぱり3倍ぐらいは必要なのかなと、ね。こういった中で、本当にこの960万円出してけんのかっていう、私なりに物すごく心配してただけっども。

こういったときにね、この中で6,100万円、まあ3,000万円ずつ、令和2年、令和3年

度、借入れしてんだげっども、この中で借りるときに、まずさ、こいつは借りますよと言って借りたわけでないと思います、ね。当時の社長なりが経営をしていくために資金ショート、資金がね、不足したもんだから借入れをしたんだらうと思う。そのときに町がね、これら債務の保証とか何かをまさかしているわけじゃないだらうと思いますのでね。町はね、こういったものに対して払う必要は一切ないんだと思うよ、私は、ね。だから、こういった中での在り方としていった場合には、企業が物すごく、この企業改善努力っていうのかな、それをしていかないと売上げ向上、本当に並みの話じゃないよ、町長。だれ、あんた、これ本当に今の状況でいったら、町長は目標だからって言われればまた同じことになるかどうなのか。町長はこれで、今のやつで返せると思ってますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 最初から、それは大変厳しいんだという思いで見えています。ですので、それも含めて町として若干の手助けというときに、さっき言ったような、いわゆる事務職の手当ぐらいいは見てあげるべきではないだらうかという思いなんです。そうなんです。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） やっぱりねえ、事務員の管理部門のね、経費をね、支出してやったからって私は焼け石に水だらうと思いますよ。今の状況で、本当に売上げを上げていけるのかと。このこいつを見っと、実際、本業の部分でマイナスなんだよ、町長、本業で。本業で上げられないということは容易なことじゃない。大体、経常利益でもう889万3,000円何がしっていうのがね、赤字に出てるの。そして、営業、本業が営業だよ、これ、これで800万円赤字出てるんだよ。本業で稼げないんだよ、町長。町としては出してあげて言うげっども、本当に月80万円の金稼げるのかな。町長にはその思いで、公社だから何とかそうしてやりたいっていうだけのお話をされっけっどもね、町長ね。

ただね、町長やっぱり話はやっぱり聞いて、ちゃんとこの辺をね、ちゃんと公社にやっぱり伝えて、改善をやっぱり厳しく促すことだよ、町長。町でいつまでもそいつを出さなげなんないあいずはないんだもの、何ぼ公社だつたって。だから、町長ね、やっぱり傷口はね、浅いうちにやっぱり治すことだよ。ふっけぐなっけからおどげでないよ。こいつ先延ばししてったってどこまでいったって同じだと私は思う。まあ、努力してなってもらえばいいんだげっどもさ、そう願っってもいっけっとも。まあ、町長はこれからは何ぼ出すのやっつっても、その数字は出せんのか。今の形からいって財政から幾らぐらい、もう1回聞くけども、幾らぐらいまでだったら出せっと考えているのか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき申し上げたようなふうに、皆さんに認めてもらえるのであれば事務経費分、1人分ですね、1人分ぐらいいは出していきたいなというふうに思ってます。

今、議員から言われたように、先延ばししてもどうにもなんねえでねえかつちゅうん

であれば、んでどうすればいいんだということですからね。あるいは、傷口浅いうちについて言ったんだって、でどうすればいいんだということですからね。

ですから、私はやっぱり例えば町でも、これは話をすり替えるわけではないですけども。例えば、平沢温泉も維持するのに6,000万円近く前に出しているわけですよ。でも、これは話すり替えるわけじゃないですよ、すり替えるわけじゃないですけども、そういうふうに出しても、維持しなくちゃならないということですよ、一方ではね。

これも町が直接これは関わっている、いわゆる公社なんですよ。筆頭株主っていうのは、町が立ち上げたものなんですね。そして、立ち上げたときからの話を今さらしたってもしようがないんですけども、結局、町内の商工関係の人たちに相乗効果があるはずだからということで株主に入ってもらったということですよ。それから、町のために協力を惜しむつもりはないということで株主になった人たちがさらにそれに加わったということのスタートの公社なんですよ。だから、私はこの公社を簡単になくしたくない。そして、今、こういうピンチに立たされている状態を見て、何も手をこまねいて見るわけにはいかないということです。皆さんから言われれば、それが甘いとなるんですけども、何とかできれば今言ったような、この事務管理部門の中のいろいろありますけれども、電気代だ、水道代、いろんなのありますけれども、事務職員の手当ぐらいは見てやりたいなというふうに、実は思っております。

○議長（天野秀実君） 10番中山 哲議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

ここで、会議録署名議員の追加を行います。

本日の会議録署名議員であります1番工藤議員がただいま早退いたしました。会議規則第117条では、会議録署名議員は2人と規定されておりますので、新たに3番佐藤忍議員を会議録署名議員に指名いたします。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 先ほど、町長にどうすればいいんだとじっと見詰められたのでね、これ、たしか反問に当たるんじゃないかなってというふうに考えますけども、議長、それで捉えていいんですか。

○議長（天野秀実君） 町長、先ほどの答弁の中でどうすればいいんだというのは反問権

を使ったのか。それとも、あるいは自問自答、独り言だったのか。その辺、まず回答のほう、いただきます。町長。

○町長（早坂利悦君） 独り言と捉えてもらえば、結構です。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、そういう話もございましたけれどもね、町長ね、ここでね、やってあげたい、出してあげたい、支えてあげたいと町長の思いはね、十二分にね、分かったと言いたいところだけでも、やはり会社は会社と、ね、考えた場合にはね、そうはいかない。

ただし、町長ね、ここで赤字が毎年続いていった場合、そして債務超過がこれ毎年続いていった場合、その先には何があると思いますか。お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局は成り立たないんだろうなというふうには思いますけれども、ただ、これ分かってはもらっていないようですけれどもね、結局、町で立ち上げ会社なんですよ、これは何回も同じことなんですけれども。一般の人たちが民間で立ち上げた会社ではなくて、確かに株式会社の法人格もあった会社ですけれども、町が立ち上げたんですよね。ですから、町が立ち上げたんですので、これを何としてもこれは正常になるように町もできる範囲の中で手助けをしてやりたいと、こういう思いなんですけれども、大体届いてはいないようですけれどもね。そういうことなんですよ、やっぱり。町で立ち上げた会社だと、こういうことなんですよ。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあね、町長は聞いても聞いても大体同じ答弁を繰り返してるっていうかね、私もそれに負けずに町長に同じことを尋ねてるってね。こうしないとね、なかなかね、本当の答え出てこないのかなと思います。

なぜ聞くのかというね、町長、今、成り立たないという言葉でね、その先は何だったっけな。私からすれば倒産なんですよ。ねえ、町長。町長も多分、それについては私と私は同じでしょうなと解釈するんだげっとも。町長ね、やっぱり成り立たねくなるつつうことは、倒産していくっていうことなんだよ。それに町長の思いをプラスした場合に、要するに倒産の危機等々にあえいだ結果になった場合には、町長、ここんところで町としてはそれらについては手を差し伸べるのか、伸べないのか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 前提が倒産したときというようなんですけれども、ですから、倒産するのであれば何も苦勞する必要ないわけですよ、これはね。手を差し伸べる、伸べない、別にしてさ。私は町で立ち上げた会社だから、倒産させるわけにいかないから何とかしてその手助けをして、正常化のほうへ持っていくようにしたいんだということなんですよ。その倒産の前提はないんですよ、私は。あくまでも何とかしてやりたいと、しなくちゃならないと、そういう思いです。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、町長には倒産の前提つつうかね、それはないということで今、町長が言ってます。

そうしたときに、平成、令和だな、令和8年から返済しなければならなくなる。そして、それが月80万円ね。その金、年間だと960万円になる、ねえ。そういったときに、出せなくなった場合には債務不履行になるんだよ、町長。債務不履行ということは倒産だよ、ねえ、町長。そのときに町長の思いからしたら、出してあげたいっていう感覚でなるんだろうと思うんだげっども、もう一度お尋ねします。8年で返済が滞ってしまった場合、どうするのか、債務不履行になった場合。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 8年から返済が始まるということでありまして。8年にすぐに滞るということは多分ないと思うんですけども、これ、ただ手をこまねいてこのまま構わないでいくという前提になればそういうこともあり得ますけれども、そうならないようにということで私が皆さんにお願いしたい、提案したいと思っているのがさっき言ったようなことで、そういうことで仮に町のほうで幾らか手助けをしていけば、8年にはすぐに不履行になるような事態は招かないだろうと、そういうふうに思います。8年だけじゃなくてね、その後の経過、あくまでもそれは経過次第ですよ、それはやっぱり。この改善計画どおりなかなかいってないということも、これまでは事実です。これから令和6年度の改善計画なるもの、それから返済計画なるもの、そういうものが出されてそのように順調にならないということもあり得ますけれども、そういう努力をしてその先ですから、8年あるいは何年まで努力の跡が見えるか分かりませんが、すぐに返済が滞るような状況はないというふうに思ってます。

そして、今、何もしなくてね、町が何もしなくて勝手にやってもらいたいというんであれば、それは多分滞ります。そうなれば滞るとは思いますけれども、今度出てくる、繰り返しになりますけれども、計画、ある程度その計画にほぼ近い線にあって、町で若干の手助け、さっき言ったようなふうなことを考えておりますけれども、そういうことであれば、大丈夫ではないかというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長ね、町が何かをしてやれば、少しは先延ばしできんのかなあという考えで、今、答弁されてんだろうと思います。

しかしですよ、町長、これまでね、町がそれだけ資金を投入してきたの。補助金という名で出してきたの。それにもかかわらず、赤字、債務超過が増えてんだよ、町長。ということは、そのつぎ込んだ補助金が役に立ってないって受け取り方ができるんだよ、町長、ねえ。そいつが今後、管理部門の手助けをしたからって、それが生きるに限るんですか、町長。今まで、多分管理部門は今まで出したよりは少ないんだろうと思う。何ぼぐらいになるか分かんないけど、こいつ見ると管理部門のやつが書かってっけど、大したことではない、ねえ。だげっども、そいなふうにあった場合で、こいつ出したからって、先この好転するとは限らないんだよ、町長、今までの経緯を見てから。町長には

ね、私の話を聞くっていうことがないのかなっていう。やっぱりさ、経営しているときはやっぱり、そういうのっていうのをしなきゃ駄目、町長。やっぱり町長にはね、話を聞いてほしい。やっぱり、そして、その町長の思いだって伝わんねえようだって俺にも言ってっけっども、俺もそれは返してやりたい。やっぱり、俺の話も聞いてくれって言いたくなる。けどね、やっぱり町長ね、好転してくものだって好転しなくなるよ、やっぱり。要するにね、これまでの経過、これまでの出てきた成果、効果っていうのは、全部この数字からずっと赤字だよ。町長もこれ見れば分かるだろうけども、ねえ。債務超過なんか、ずっとだよ、25年から。そして、あいつたよ、4年から5年にしたって何ぼ増えてんの。だから、債務超過、赤字、その前に何が見えますかっていうと、要するに資金ショートが起きて、金、町から援助しなければすぐ債務不履行になんだよ、町長。そういうことを町長、自分でね、捉えなきゃ駄目、町長。ただ思いだけを言ったって、通じないよ。

だから、もう1回聞きます、町長。その先が債務不履行になったときは、町は手助けをしてやるのか、どうするのか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 許されれば、許されれば、どういう形であろうと手助けはしたいなと思います、許されれば。ただし、そういうふうにならないために、今、いろいろ苦労していると。それは、言われていることについては分かりますよ。確かに数字で出ていますから、それは債務超過になっている事実ですから。それを今言ったような、これからの目標を掲げて、何とかそれを今言ったような資金ショートにならないような、そういうことのために町としてもやれるものは、このぐらいのことはやってあげなくちゃならないという思いで、心配されて言っていることについては、あるいはこうなるよと言われていることについては分かりますよ。それは分かりますけれども、そうなっては困るということに、前提になればならないんでしょうか。それは、そうしたほうがいいという言い方であれば、そうなんでしょう。そうすべきだと言うのであれば、それはそうですよ。けども、そうすべきでなくて、何とかしていかなくちゃならないという思いのときにどうするかと、こういうことですよ。こんな状態でどうにもなんないからやめたほうがいいという、そういうふうに分れば、これ何もできないんですけれども。私はそういうふうにならないように、何とかしなくちゃならないという思いでこういう方法で考えてみたいよということを言ってるんであって、その辺を理解してほしいんですね。言われてることについては、頑張ったって駄目だべよというような言い方なんだべけどね、極論すればさ、そういう言い方にも聞こえんだけれども、そういうふうにならないように私はしたいと、こういうことです。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、町長はそうしていききたいと。要するに、健全経営に戻っていききたいと、ね。それに努力をしていくんだと。まあ、公社の経緯についてはね、そうしていききたいという思いを、今、言われてるんだげっども、現実にはね、なかなか難し

いと思う。

そこんところで町長に、だから、言いづらいか分かんないげっども、その先、債務不履行になった場合どうすんのやというのは、なぜかという、やっぱり聞いておかないと。みんな町民はそこんところにね、やっぱり聞き耳を立ててんだよ、町長、ねえ。そういったものに対して町の考えはどうなのかなと、やっぱりそういうのはあるの、ね。やっぱり町民だって皆いろんな人から話を聞いたりなんだりして、公社の経営なんていうのは皆分かってっから話としてね、聞いている人たちが多いんだから。そういった中で、やっぱり町長の考えをやっぱり出さなきゃ駄目。許されるのであれば、そうしてあげたいと町長は重い口を開いて答弁したげっども、やっぱり最終的にはそういう思いで町長は頑張るだろうなあと、今、受け止めました。

今度はね、町長、最後のあいずになるげっどもね、時間的に大したねえんだげっども、町長は公社をどういった策を弄して立て直すのか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これ、今までの質問で何回も言ってますので繰り返しなんですけれども。まず、公社自身は目標を立てて改善計画、あるいは、それからその借入れの返済計画ですね、これに向かってまず努力をしてもらうということが前提。そして、町として、これも許されればですけども、いわゆる管理費、これ管理費っていうの1,000万円ぐらいかかっているんですけどね、この中の事務員の費用ぐらいは町で何とか見てやれたらなという思いで、そういうことで頑張りたいと。こういうことでの立て直しを図らせてやりたいと、こういうことです。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） あのね、町長ね、私ね、町長のこの立て直し策っていうのね、町長、策っていうとね、何を言うってこれ、手段なんですよ、手段、ねえ。町長、この手段をもってね、立て直すというふうに言うから、その町長は策を持ってるんだろうと思う、手段を持ってんだと思ってっから聞いているの。したら答弁書にね、町長ね、ここんところでね、町としてはエゴマ部門の販路拡大につながる積極的な売り込みや、首都圏におけるね、農産物商談会に参加して、広く周知するなど情報の共有をしながら、公社と一丸となって経営改善を図っていきたくって。全然ねえ、私が求めてた、まだ町長が持ってたこの立て直し策っていうかね、その手段をね、これは町長がここんところでね、ちゃんと自分の自画自賛というかね、それでね、ここに答弁されてくんのかなと思って答弁書にかかってくんのかなと思って、うんと期待してた。ねえ、町長。公社でね、農産物商談会って言うけど、エゴマ1つだと思うよ、農産物って言ってもね。やっぱりさ、ただ買って売るだけだから、全然そこんところには、同じことじゃない、利益っていうのはあまり生まないんだよ、町長、ねえ。だから、ここんところで改善していくっていうの、立て直していくって言うんだったら、こここのところにさっぱり策を持ってないというふうに理解してんだげっども、そんでいいんですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 公社のほうで、ですから、改善計画をまだ私も見ておりませんのでね、そういう改善計画の中に具体化されたものがあるかどうか確認しなくちゃなりませんので、その辺のところは何とも言えませんけれども。あくまでも公社の考え方プラス、さっき言ったように改善計画がまず前提ですけれども、それに町として手助けを若干してやりたいというのが町としての立場上の考えだと。

それから、今言ったような、結局ね、公社で今やっている営業の内容というのは、はっきり言ったらお客さん商売なんです。ですから、お客さん来なければ、その目標も達せられないということですので、そのお客さん呼ぶための努力はいろいろされているし、これからもすると思いますけれどもそういうことが具体的な策になっていくんだらうということですよ。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長、策だと、それを策だと言うんだらうけども、町長ね、私からすればね、町長はね、やっぱりもっと別なことでね、あるのかなとばかり思ってた、実際。したらさ、公社では農産物なんていうのはエゴマだけ。さきた言ったようにね、農産物として本当に取り扱ってるのはエゴマで、エゴマだって生産者が作ったやつをただ買って、石橋に売るだけでしょうや、ねえ。こいつだって町が探してけだんでしょう。そういったものに対して、それを販路拡大をしてっただからっただでこれにつながんねえよ。ねえ、町長。もっと別な策をやっぱり考えて、課長に指示をして、やっぱり経営、さきた言ってるように経営改善につながるような手段を講じていただけることを、町長、望むんだげっどもいかがですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それはもう公社に対する思いというのは、私も同じなんです。ですから、これから、繰り返しになりますけれども、改善計画の中でどういうことが出されてくるのか。そういうことで、取り扱っているのは、確かに農産物は今のところエゴマしかありません。これからそういうことだけになるのか、もっと別な考えを持っているのかどうかも分かりませんので、今言ったような、まずもって計画を見させてもらって、町としてはそういういろんな相談なり、あるいはこちらのほうからの思いを伝えるということについては、今までどおりですけれども。これは議会のほうからだってね、こういう方法とかさ、こういうことをやれないかということは、提案されることには一向に構わないと思うんですよ、これはね。なじょしてんだかずしてんだばりはいいげっども、こういうことはどうだろうとか、こういうことはできないんだらうかということも、それもあってもいいんじゃないのかなというふうに思いますので、これは私の希望です。さっき町長に希望と言われましたから、これも私の希望です。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まあ、これ以上町長とね、議論しても前には進まない。ただ、公社がね、好転していくことを望んで一般質問を終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で、10番中山 哲議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

(令和5年度色麻町一般会計補正予算(第12号))

○議長(天野秀実君) 日程第3、報告第1号専決処分の報告について(令和5年度色麻町一般会計補正予算(第12号))を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(今野 稔君) 報告第1号専決処分の報告について(令和5年度色麻町一般会計補正予算(第12号))につきまして、報告内容の御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、3月に交付された特別交付税について、県からの交付決定が令和6年3月25日付でなされ、令和5年度一般会計予算に変更が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定により、令和6年3月29日、別紙のとおり専決処分を行ったものでございます。議案書2ページを御覧ください。

今回の補正は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,844万4,000円を追加し、予算総額を51億2,276万4,000円といたしました。

まず、歳入から申し上げます。議案書7ページを御覧ください。

第11款地方交付税は、1億1,544万4,000円の増額で、特別交付税の確定に伴う増となっております。

第19款繰入金は、第2項基金繰入金で財政調整基金繰入金を5,700万円減額し、令和5年度の予算上の繰入額を1億4,800万円といたしました。

次に、歳出に移ります。議案書8ページを御覧ください。

第13款諸支出金第1項基金費では、財政調整基金積立金で5,900万円の増となっております。これにより、令和5年度末における財政調整基金の保有残高は8億8,700万円となっております。

第14款予備費は55万6,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を行っております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。報告内容の御説明とさせていただきます。

○議長(天野秀実君) 以上をもって報告の説明を終わります。

○議長(天野秀実君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(天野秀実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

(色麻町税条例の一部改正)

○議長（天野秀実君） 日程第4、報告第2号専決処分の報告について（色麻町税条例の一部改正）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） では、報告第2号色麻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、色麻町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、専決処分いたしました次第でございます。

それでは、主な改正点につきまして、議員皆様にお配りしました参考資料により御説明申し上げます。それでは、参考資料を御覧ください。

初めに、1、個人町民税です。

町では、個人の町民税と県民税を合わせて、個人住民税として賦課徴収等をしておりますので、個人住民税として説明させていただきます。

(1) 定額減税です。

定額減税の対象者ですが、前年の令和5年分の合計所得が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者の方になります。個人住民税均等割額と、今年から始まりました森林環境税のみの納付の方と、非課税の方は所得割の納付はございませんので、定額減税の対象外となります。

次に、(2) 減税額ですが、①納税者本人として1万円、その納税者本人が②としまして、控除対象配偶者、配偶者の所得が48万円以下の方のみと扶養親族、お子さん等です。ね、そちらしている場合、1人当たり1万円で、①と②の合計、その両方の合計で納税者の定額減税額となります。定額減税額の対象の方で扶養者等がない方の定額減税額は1万円、扶養親族として控除対象配偶者と子供1人、計2人の扶養者をしている場合は、減税額は本人と扶養者の人数分で3万円ということになります。また、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者のいる場合は、令和7年度において定額減税を行うこととされております。

次に、(3) 定額減税の方法及び徴収方法になります。

基本、①特別徴収、②普通徴収、③年金特徴の3つの方法となりますが、2つ以上の方法で個人住民税を納付している方や、途中で納付方法が変わった方などはこの限りではありませんので、御了承願いたいと思います。

それでは、①の特別徴収、給与所得者の方になります。令和5年度は、年税額を12か月でならした税額を徴収納付していただいております。今回の令和6年度になりますと、定額減税前の年税額から、まず定額減税分の税額を控除し、定額減税後の税金を計算し、その税額を11か月でならした税額を7月分から徴収納付していただくため、6月

分の徴収納付はございません。

次に、②普通徴収、事業所得者等の方になり、口座振替や納付書等で納付されている方になります。令和5年度は、年税額を4期でならした税額を納付いただいております。令和6年度は令和5年度同様、定額減税前の年税額を4期でならした後、1期分から順に定額減税額に達するまで控除していき、期別に税額がある期別のみ納付していただくこととなります。例えば、年税額が4万円而定額減税額が1万円の場合は、1期から4期までは税金各1万円となりますが、定額減税は1期から控除していきますので、定額減税後の税金は、1期はゼロ円、2期、3期、4期は1万円となるような形になります。

次に、③年金特徴所得者の方です。令和5年度は、4月、6月、8月はAの仮特別徴収税額で、前年度の税額の2分の1を3期でならした税額を年金から徴収していただいております。そして、10月、12月、翌年の2月はB特別徴収税額で、その年度の年の税額からAの仮特別徴収税額を除いた税額を3期でならした税額を、年金から徴収納付していただいております。令和6年度となりますと、令和5年度同様に、各月の税額を計算後、定額減税は10月分から定額減税額に達するまで順次控除していき、定額減税後の税金がある月分のみ徴収納付していただくようになります。

次に、その他になりますが、定額減税額が年間の個人住民税の所得割額を上回る方も中にはおります。そのような方となりますと、その場合ですね、上回った分の定額減税額は後で調整給付金として給付いたします。

なお、今回の定額減税の対象は個人町民税の所得割額のみですので、均等割額及び森林環境税額は納付していただきますので、御注意いただきたいと思います。

また、納税者の皆様のお手元にお届けする納税通知書に定額減税額についての記載がございますので、皆様も御確認いただきたいと思います。

では、次ですね、参考資料の裏になります。めくっていただきまして、次に、(2) 雑損控除の特例です。

現行では、令和5年1月から12月に起きた災害関連の雑損控除を個人住民税で適用する場合は、令和6年度の個人住民税となります。同様に、令和6年1月から12月の場合は、令和7年度の個人住民税となりますが、今年1月1日に発生した能登半島地震の場合は、本来の令和7年度または令和6年度の個人住民税でも適用可能とする特例規定の追加になります。これにより、能登半島の災害関連の場合、税額の軽減還付を1年早く受け取ることができるためです。

次に、2の固定資産税になります。

(1) 固定資産税、土地の負担調整措置で、現行の令和5年度までが、令和6年度から8年度までと、3年間延長となっております。

(2) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置では、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定、次の(3)新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の軽減では、申請書の提出がない場合でも、一定の要件

に認められる場合には特例を規定する規定、こちら2つが新たに設けられました。

次に、3、個人住民税、固定資産税、特別土地保有税では、減免の要件になります。現行では、減免を受けようとする者は、納付期限前7日までに減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、町長に提出しなければなりません。今回、町長が該当者が減免に該当することが明らかで、減免の必要があると認めた場合はこの限りでないという、職権による減免を可能とする規定の追加がございました。

それでは、次に、色麻町議会会議事件審議資料の1ページ、新旧対照表をお開きください。

では、2ページ、町民税の減税第51条、3ページ、固定資産税の減免第71条、次、4ページの特別土地保有税の減免第130条の3は、先ほど参考資料で御説明いたしました、職権による減免を可能とする規定の追加になっております。

次に、5ページです。令和6年度能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例第5条の2は、先ほど御説明いたしました、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例を定めたものになります。

次に、6ページ、令和6年度個人住民税の特別税額控除第7条の5から、14ページの令和7年度分個人町民税の特別税額控除第7条の8は、先ほど参考資料で御説明しました定額減税に関するところが規定されております。

さらに14ページ、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例第8条、22ページ、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例第16条の3から、24ページの条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人町民税の課税の特例第20条の3につきましても、定額減税に関することとございまして、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該の規定の適用後とする規定が追加となっております。

次に、戻りまして、18ページですね。

土地に対して課する令和6年度から8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意味第11条から、21ページ、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例第15条までは、固定資産税等の減免措置の年度を令和8年度まで延長することが規定されております。

それでは、最後に附則について御説明申し上げます。色麻町会議事件の19ページお開きください。

第1条で、施行期日を定めております。

基本施行期日を令和6年4月1日としております。ただし、(1)は公布の日、(2)は令和7年4月1日、(3)は公益信託に関する法律、令和6年法律第30号の施行の日の属する年の翌年の1月1日となっております。

次の第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上で、色麻町税条例の一部改正の専決処分の提案理由の報告とさせていただきます。どうぞよろしく御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって報告の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） ただいま説明を受けたんですが、会議事件の10ページ、ここに参考資料の3の個人住民税、固定資産税、特別土地保有税のそれぞれの減免の要件、それが今回、規定追加ということで町長の職権による減免が可能ということがありますが、これは大変結構なんですけど、今回、この規定を追加した理由はどのようなものなのか、説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） お答えいたします。

個人住民税、固定資産税等なんですけれども、通常、減免の措置を行う場合は、例えば、生活保護を受けるようになった方とかっていう、そういう減免の事項に該当する方の減免が想定されていると思うんですね。その場合、申請書を出していただかなければ減免がならないと。ただ、そういう方々であれば、もう福祉課等とか事務レベルのほうで、もう該当になるというその事実が確認されております。それなのに申告書が出てこないがために減免できないという不利益を被るのはいかがなものかなということ、恐らくこちらはその事項さえ確認できて、町長が認めていただければ減免できるという、そういう本人の申請ができない方も中にはいることを想定しているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） ただいま担当課長から説明あったんですが、要するに従来もこういうケースはあったんですが、さらに減免の有効性、それを当事者に受けてもらうためにさらに緩和する。要するに職権によってスムーズに対応するというので、今回、追加したということで、それ以前にもこういう事例はあったんですが、規定追加はなかったという理解でよろしいのかどうか、再度説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 議員おっしゃるとおりです。

○8番（小川一男君） 了解。

○議長（天野秀実君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について

（色麻町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（天野秀実君） 日程第5、報告第3号専決処分の報告について（色麻町国民健康保険税条例の一部改正）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） では、報告第3号色麻町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

この条例は地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、色麻町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、専決処分いたしました次第でございます。

それでは、色麻町議会会議事件の国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

では、こちらの26ページになります。

課税額第2条第3項及び国民健康保険税の減額第23条第1項は、後期高齢者支援金に係る負担限度額が22万円から24万円に2万円引き上げることが規定しております。

次に、26ページ、27ページになります。

国民健康保険税の減額第23条第1項第2号では、軽減措置判定時に用いる基準の額の変更で、5割軽減の場合は29万円から29万5,000円に5,000円上がり、同条第1項第3号では、2割軽減で53万5,000円から54万5,000円に1万円上がり、それぞれ引き上げることが規定しておるところでございます。

次に、附則についてになります。

色麻町会議事件の22ページになります。

施行期日は、令和6年4月1日から施行すると規定しております。

適用区分は、改正後の国民健康保険税条例の規定は令和6年度以後の国民健康保険税について適用することを規定しております。

以上、色麻町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分の報告と代えさせていただきます。どうぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって報告の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） お尋ねをいたします。

ただいま、課長の説明を受けますと、後期高齢者の支給分については上位法の下、今回、物価限度額が変わりましたよと、簡単に言いますと。22万円から24万円になったということで、国が決めたこと、こういう形を取りましたと。ただ、保険の課税については、市町村ごとにと決めができる部分もあると認識はしております。そういったことを加味すると、今回のこの24万円、ただ単に上位法を基にして決められたものではないかとは思っているんですが、その点どのような判断をして決めたのかを1点。

また、この75歳という年齢の部分で、途中で誕生日来た際、たしか月割計算を出さなくてはいけない。月割、月ごとにいくと、ちょっとなかなか計算しづらいと思うんです

が、その点どのように計算になるのか。もしあるのであれば、お示しをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） まず、1点目の限度額がどうして上がったのかということによろしいでしょうか。

○5番（相原和洋君） 上がったのは分かったの。もう少し上げたんだってことなんだけど、色麻はその上位法をそのまま使ってたのかどうなのか、こっちでは各市町村ごとにたしか決められるということだったので、その点どうなのか。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 今回は、国のほうで変わったのをそのまま適用した形にはなっておりますが、その上がった経緯というか、背景を考えますと、国民健康保険税は御存じのように、基礎と後期高齢と介護と3つに分かれております。その中で、国のほうが後期高齢者だけを上げたという背景を考えてみますと、高齢者が増えて、医療費のほうもかさんでいる。そして、この国民健康保険税の後期高齢支援分は、名前のとおり後期高齢者のほうを支援するための税金になっております。なので、そちらの分の足りない分を支援する意味で上げたのかなというので、私のほうは理解しております。ただ、それのほかに、町のほうでは例えば税率とか、平等割とか、そういうところも町のほうで上げることは可能ではございます。ただ、今回そちらを上げてしまいますと、今回の基礎額を上がるということは、負担能力がある方、所得のある方が主に上がるのではないかと予想になっております。ただ、ここで税率、その他のものを上げてしまいますと、国保全体の方、また皆さんに御負担をいただくようになるのかなと思います。まだ、ちょっとその時点まででは、当町はしなくても大丈夫なんじゃないかという試算の基に、今回はこちらの国のほうのだけを適用させていただいたという次第になります。

以上です。

あと、75歳に途中でなった場合ということでしたよね。それだと、月末まで、月末だね、そうですね、月割計算とはなりますので、月割で計算させていただいていると認識しております。

○議長（天野秀実君） 5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 課長の今の答弁聞かせていただくと、上位法の限度額という部分だけを上げています。所得割、均等割、平等割、こういった部分はあまり変動はないという計算で考えればよろしいんでしょうかね、ということで承りました。

あと、月割について、単純に2万円上がったわけですから、月多分1,600円か、1,700円か、そのあたりどういう計算をして月末に支払うのかなと思ったんでお尋ねしたんですが、それでよろしかったのかどうか。再度、答弁をいただければ。

○議長（天野秀実君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 議員おっしゃるとおり、月割で計算しております。

- 5番（相原和洋君） 了解。
- 議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
以上で、報告を終わります。

日程第6 報告第4号 令和5年度色麻町繰越明許費繰越計算書について  
(令和5年度色麻町一般会計繰越明許費)

- 議長（天野秀実君） 日程第6、報告第4号令和5年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和5年度色麻町一般会計繰越明許費）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。企画財政課長。

- 企画財政課長（今野 稔君） 報告第4号令和5年度色麻町繰越明許費繰越計算書について、御報告を申し上げます。議案書23ページを御覧ください。

令和5年度色麻町一般会計補正予算（第10号）、同（第11号）に規定した繰越明許費について、次のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

款、項、事業名、金額を申し上げます。

第2款総務費第1項総務管理費では、社会保障税番号制度管理費で750万9,000円。

第3項戸籍住民基本台帳費では、戸籍住民基本台帳事業で552万2,000円。

第3款民生費第1項社会福祉費では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業で3,183万円。

第4款衛生費第1項保健衛生費では、新型コロナワクチン接種体制確保事業で30万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業で4万7,000円。

第8款土木費第2項道路橋梁費では、除雪車両購入事業で1,483万9,000円。

金額合計6,005万5,000円を全額翌年度に繰り越したものでございます。

金額内訳ですが、未収入特定財源の国県支出金が3,969万3,000円、地方債が1,480万円、一般財源が556万2,000円となりました。

以上、簡単ではございますが、令和5年度色麻町繰越明許費繰越計算書についての御報告といたします。

- 議長（天野秀実君） これをもって報告の説明を終わります。

- 議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

- 5番（相原和洋君） お尋ねいたします。

令和5年度の繰越しということに多分なるんだということは認識しております。順次追って、2款の1項から、総務費の管理費から追っていきますと、昨年9号、4号、2号、8号、9号、10号、1号と10号、そういった補正予算の中身で多分組まれた内容

だということは分かっております。

ただ、明許繰越しする際の定義的に考えますと、天候の不良、突発的な事故等あった場合について、何らかの形で不具合が起きてできなかったということを基にして、次年度に繰り越さなくてはならないというのは分かっているんですが、今回、これだけの数が繰り越す理由になった根拠は何なのか。

また、約トータルで6,000万円強の金額が繰越しになってます。次年度にこのまま繰り越して、次年度の予算にそのまま反映されているわけですから、歳入の部分のボリュームも膨らんできているという部分にもなりかねない。そういったことを、どのように財政課としては予算措置を取りながら今回立てたのか。

そういったところを含み、お答えいただければよろしいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 相原議員の御質問にお答えをいたします。

繰越し、本来であれば、その年度中に事業を執行して完了させるというのが理想ではございますけれども、国の予算づけの関係、またそのタイミング、そういったものも影響しております、年度内に完結できないということがもう3月の第1回会議、第2回会議の段階ではっきりしたということでもございましたので、その段階で繰越明許費の承認をいただいたということでもございます。どうしても個別の案件によりまして、その繰越しした理由がですね、様々でもございますので、全体的な話としてはそのような形で、実施したかったのですが諸事情によりましてということの理由でですね、繰越しをせざるを得なかったということでもございます。

ちょっと回答になっているかどうか、ちょっとはつきり自信がないところではありますけれども、このような内容でもございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、課長の答弁聞きますと諸事情、一般の諸事情ということなんで、多分、総務の1項の分、あと戸籍台帳等、これは国の事情によるということでも多分あったのかなと思われましても、あと、土木の当初の分、これは予算措置してすぐですから、なかなか難しくできなかったということで承ればよろしいのかどうか、そういうことを踏まえての繰越しということでもよろしいんですか。再度、お願いいたします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 相原議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

(令和5年度色麻町下水道事業特別会計繰越明許費)

○議長（天野秀実君） 日程第7、報告第5号令和5年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和5年度色麻町下水道事業特別会計繰越明許費）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 報告第5号令和5年度色麻町繰越明許費繰越計算書について、報告の内容を御説明申し上げます。

令和5年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に規定した繰越明許費につきましては、特定環境保全公共下水道事業費で5,727万円を繰り越し、この財源といたしましては未収入特定財源の国県支出金2,863万5,000円、地方債2,860万円、一般財源3万5,000円でございます。

この繰越しにつきましては、浄化センター改修工事実施設計において、耐震補強方法の検討などに日数を要したこと、マンホールポンプ改修工事においては、電源ケーブルに使用される銅の急激な需要の高まりにより、新規受注の受付が遅れていることから繰り越したものでございます。現在は工期内完了を目指し、進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

○議長（天野秀実君） これをもって報告の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第8 議案第40号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（天野秀実君） 日程第8、議案第40号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 議案第40号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由を御説明いたします。

今回の変更は、令和5年12月27日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行日を改める政令によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日が令和6年12月2日に定められ、現行の保険証は同日以降発行されなくなることに伴い、宮城県後期

高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第291条の11の規定により提案するものでございます。審議資料28ページを御覧願います。

新旧対照表、現行右側の欄でございますが、別表第1の2、被保険者証及び資格証明書の引渡しを、2、資格確認書等の引渡しに、3、被保険者証及び資格証明書の返還の受付を、3、資格証明書等の返還の受付にそれぞれ改めるものでございます。

議案書25ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この規約は令和6年12月2日から施行するものといたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の御説明に代えさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（天野秀実君） 日程第9、議案第41号色麻町道路線の変更について、日程第10、議案第42号色麻町道路線の廃止について、日程第11、議案第43号色麻町道路線の認定について、以上3か件はいずれも関連がありますので、一括議題とし、質疑、討論、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第41号、日程第10、議案第42号、日程第11、議案第43号については一括議題とし、質疑、討論、採決は各議案ごとに行うことに決しました。

日程第9	議案第41号	色麻町道路線の変更について
日程第10	議案第42号	色麻町道路線の廃止について
日程第11	議案第43号	色麻町道路線の認定について

○議長（天野秀実君） 日程第9、議案第41号色麻町道路線の変更について、日程第10、議案第42号色麻町道路線の廃止について、日程第11、議案第43号色麻町道路線の認定について、以上3か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第41号色麻町道路線の変更について、議案第42号色麻町道路線の廃止について、議案第43号色麻町道路線の認定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

県営土地改良事業月崎・清水地区の基盤整備事業に伴い、事業区域内における町道認定路線を変更、廃止、認定するものでございます。

初めに、町道認定路線の変更について、審議資料の29ページを御覧ください。

図面番号①の清水6号線ですが、起点清水字屋敷3番地から、終点清水字堀ノ内169番地までの延長99メートルの区間を、起点は変わらず、新終点清水字屋敷4番地の1までとし、区間延長18.83メートルとするものです。

図面番号②の清水13号線ですが、起点清水字屋敷12番地の1から、終点清水字木ノ下14番地の1までの延長481.6メートルの区間を、起点は変わらず、新終点清水字屋敷12番地の1までといたし、区間延長45.93メートルとするものです。

次に、図面番号③の清水15号線ですが、起点清水字新西原7番地の1から、終点清水字月崎113番地までの延長386.4メートルの区間を、起点は変わらず、新終点清水字西原西36番地の1までといたし、区間延長を66.1メートルとするものです。

次に、町道認定路線の廃止について、審議資料の30ページを御覧ください。

図面番号①の清水7号線、図面番号②の清水8号線、図面番号③の清水9号線、図面番号④の清水10号線、図面番号⑤の清水11号線、図面番号⑥の清水12号線、図面番号⑦の清水14号線、図面番号⑧の清水16号線、図面番号⑨の清水20号線、今回、この9路線、総延長6,133.6メートルを廃止するものです。

基盤整備完了し、換地処分後に再度認定し直すこととなりますが、細部については今後、関係機関と協議の中で決めてまいりたいと思っております。

最後に、町道認定路線の認定について、審議資料の31ページを御覧ください。

図面番号①ですが、起点清水字新田中9番地から、終点清水字月崎118番地までの総延長30.2メートルの区間とし、幅員は3.6メートルとなっており、路線番号を3423、路線名を清水8号線とするものでございます。

以上、道路法第10条第3項の規定に基づき、認定路線の変更、廃止、道路法第80条、8条第2項の規定に基づき認定路線の認定をいたしたく、御提案するものです。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより議案第41号色麻町道路線の変更についての質疑に入ります。

す。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（天野秀実君） 続いて、議案第42号色麻町道路線の廃止についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（天野秀実君） 続いて、議案第43号色麻町道路線の認定についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第44号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第2号）

○議長（天野秀実君） 日程第12、議案第44号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第44号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億5,044万円を追加し、予算総額を48億3,886万2,000円といたしました。

まず、歳入から申し上げます。議案書37ページを御覧ください。

第15款国庫支出金は、合計で5,282万5,000円の増額で、第1目民生費国庫補助金で子ども・子育て支援事業費補助金264万円、第5目総務費国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,756万6,000円、社会保障番号制度システム整備費補助金261万9,000円の増などとなっております。

第16款県補助金は、教育支援体制整備事業費補助金103万円の増であります。

第18款寄附金は9万9,000円の増で、匿名希望の1名の方から一般寄附として10万円の御寄附を頂戴いたしました。御寄附いただきましたことに対し、この場をお借りしてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

第19款繰入金は第1目財政調整基金繰入金4,120万円を減額し、今年度の予算上の財政調整基金繰入額を2億1,970万円としたところであります。第6目減債基金繰入金は1,258万6,000円の増となり、合わせて2,861万4,000円の減としております。

第22款町債は保健福祉センター施設改修事業債で、2億2,510万円の増となっております

次に、歳出について申し上げます。

今回の補正では、各款・項に人件費の増減がありますが、主に人事異動、人事配置によるものを整理したものでございます。なお、当初予算に計上した職員数と比較しますと、常勤職員が98人で4人減、再任用フルタイム職員がゼロ人で2人減、再任用短時間職員が7人で7人減、合計105人で13人減となっておりますが、今回の補正においては人事配置分が一般会計で6,520万3,000円の減、特別会計で270万5,000円の増など、人件費合計で6,249万8,000円の減額となっております。

それでは、人件費以外の主なものを中心に説明させていただきます。

議案書38、39ページを御覧ください。

第2款総務費第1項総務管理費は、第1目一般管理費で給与システム改修業務委託料99万円の増、第15目社会保障税番号制度管理費で自治体中間サーバー利用負担金471万5,000円の増など、合計で8,254万3,000円の減額となっております。

議案書41ページを御覧ください。

第3款民生費は合計で4,690万円の増額で、主なものは第1項社会福祉費において、第9目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費、合わせて2,310万8,000円の増。

42ページを御覧ください。

第2項児童福祉費は、第1目児童福祉総務費で児童手当システム改修業務委託料264万円の増、病児保育事業広域利用負担金76万3,000円の増、第3目母子福祉費では新生児特別定額給付金300万円の増などとなっております。

43ページを御覧ください。

第4款衛生費は合計で2億4,257万9,000円の増額で、第5目保健福祉センター管理費で保健福祉センター冷暖房設備改修工事管理業務委託料で720万円の増、健康福祉センター冷暖房設備改修工事費で2億4,300万円の増となっております。

44ページを御覧ください。

第6款農林水産業費は合計で131万7,000円の減額で、主なものは第7目農村環境改善センター費で、風除室雨漏り修繕工事費51万7,000円、図書館配管等修繕工事費129万8,000円、合わせて181万5,000円の増となっております。

第7款商工費第1目商工振興費は合計で2,317万円の増額で、本年度も地元支援商品券事業の経費として送料176万円、事業委託料2,361万円の増、商品券事業変更に伴う加美商工会への補助金220万円の減額などとなっております。

3目平沢交流センター管理費では、平沢交流センター吸収冷温水機修繕工事費で120万円の増となっております。

47ページを御覧ください。

第12款公債費は財源の変更で、減債基金から取崩しを行い償還に充当するため、財源変更を行うものであります。

第14款予備費は6万4,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、33ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為補正ですが、公用車購入事業、期間が令和6年度から令和7年度、限度額204万3,000円の追加、情報系公民館ネットワーク機器等の借上げについては期間を令和6年度から令和11年度、限度額460万円を追加するものでございます。

34ページを御覧ください。

第3表地方債補正ですが、保健福祉センター施設改修事業債で限度額2億2,510万円を追加するものです。

以上、令和6年度色麻町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げましたが、詳細については款項を追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後3時08分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。議案書37ページ、歳入から入ります。

15款国庫支出金2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

16款県支出金2項県補助金。（「なし」の声あり）

18款寄附金1項寄附金。（「なし」の声あり）

19款繰入金2項基金繰入金。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） ここで減債基金繰入金、これは先ほど説明があった47ページの公債費、財源の変更の絡みで、このような会計処理をしたのかどうか説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 小川一男議員の御質問にお答えをいたします。

減債基金の今回の財源の組替えでございますけれども、普通交付税が交付されまして、その中にですね、減債基金分と一緒に交付されておりまして、そちらの交付がございましたので、一般会計、一般財源として、失礼いたしました。一般財源として予算化しておりましたものを、特定財源のほうに財源変更をかけたものでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 私が質問したその内容でオーケーかということなんで、私、小川一男なんでオーケーなんですよ。その辺を明確に答えてもらえば、私は公会計はあんまり分からないんで、たまたま数字が合ったって、思いは同じです。

了解しました。

○議長（天野秀実君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

それでは、先に進みます。

22款町債1項町債。（「なし」の声あり）

次に、歳出に入ります。38ページ。

1款議会費1項議会費。（「なし」の声あり）

2款総務費1項総務管理費。（「なし」の声あり）

2項徴税費。（「なし」の声あり）

3項戸籍住民台帳費。失礼しました。戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）今、40ページをやっています。

5項統計調査費。（「なし」の声あり）

41ページ。

3款民生費1項社会福祉費。6番河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 9目の18節負担金補助金及び交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金2,300万円載っておりますが。これ対象者といえますか、どういった方が対象なのか。また、対象者の人数、また給付の金額をお聞きします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

まずもって該当する方ですが、令和6年の6月3日に本町にですね、住民登録がある世帯というところがまず対象になりまして、その中で、1つは令和6年度に新たにですね、住民税非課税世帯になった世帯。そちらと、そちらのほうの数と金額は1世帯当たり10万円。それで、110世帯を見込んでおりまして、1,100万円をそちらの方には今回予算化しているというものでございます。

それとですね、もう一つが住民税均等割のみ、条件基準日等は先ほどと同じですが、住民税均等割のみの世帯、こちらも1世帯当たり10万円で、90世帯を見込んでいるというような状況でございます。それが900万円。

それと、もう一つが今申し上げました住民税非課税世帯、それと均等割のみの世帯ですね、そちらのほうの世帯に扶養しているお子さんが18歳以下ですね、子供を扶養している世帯に対して、子供1人当たり5万円ということで、30世帯で60名を見込んでいるというような状況が、1件当たり2名としまして60名ですね、見込んでおります。そちらが300万円ということで、合わせまして2,300万円というような、今回予算化をしているというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 多い世帯だと、給付金は20万円とか25万円になる可能性もあるということでもいいのかどうかと、この給付の支給の仕方と、いつ頃給付するのか、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 今、多い世帯で云々という

ところはですね、まずもって基本となるところは10万円。それにお子さんが、先ほどの条件を満たすような扶養してるお子さんが何人いるかというところなんで、ちょっとそのところは5万円掛ける人数というところになります。

それと、今おっしゃってた、それとあと給付に関しましてはですね、今後、システム改修等々進めていきます。それで、後はそちらの方にですね、確認書等々口座のほうですね、お教えいただいて。そういったことを進めていきまして、予定といたしましては8月の中、下旬あたりに給付できるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、先に進みます。

42ページ。

2項児童福祉費。12番白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 3目母子福祉費の新生児特別定額給付金300万円ですが、まずもって、これ創生臨時交付金の財源だと推察いたしますが、その給付内容をですね、お聞きいたします。

○議長（天野秀実君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

財源につきましては、議員おっしゃるとおり地方創生臨時交付金というふうになります。

まずもって対象者でございますが、令和6年4月1日から令和7年の3月31日に出生しまして、本町で住民登録された子供を養育する父または母で、令和6年4月1日時点で住民登録があり、申請日までに引き続き住民登録をしていた方になります。

給付額につきましては、出生児1人につきまして10万円というふうになります。

○議長（天野秀実君） 12番白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） よく分かりました。

それでですね、この創生臨時交付金を財源とした場合ですね、予算より新生児がですね、多く生まれたという場合ですね、これは大変よいことなんですが、その際、その交付金、予算を補正しなければならないというようなことになると思いますが、そのときの財源ですね、交付金があればいいんでしょうけども、もしない場合のことも想定しての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

歳出につきましては、予算不足になった場合につきましては、補正予算にて対応したいというふうに考えてございます。財源につきましては一般財源になろうかというふうに思いますけれども、財政担当課のほうと協議しながら進めてまいりたいというふうには考えております。

○12番（白井幸吉君） 了解です。

○議長（天野秀実君） 5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） お尋ねします。

12番同様に、3目の18節交付金についてお尋ねしたいと。今のこの趣旨及び支給対象者等々について、あと給付額については理解しました。

これ昨年もたしかあった事業内容だと思われます。しからば、そういったところで支給要綱がいつ変えるのか、昨年のやつのままにしか、まだなっていないと思います。そういうことを加味するといかがなものかと思うんで、その点を1点。

また、7条の町長が適当ではないと認めたときという要綱がございます。この部分をどのように、ここで判断するように支給対象者は考えればよろしいのか。

その2点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○議長（天野秀実君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

まずもって、新生児特別定額給付金の支給要綱でございますけれども、こちら昨年度の要綱が、今、載っているかと思ひますけれども、こちらの附則で令和6年4月30日に限りその効力を失うというふうになってございますので、既にこれの要綱につきましては廃止というふうになってございます。

ですので、今回、御可決いただきましたら、支給要綱を改めて定めまして、支給に向けて進めてまいるといふふうになります。

それから、第7条での3号ですかね、その他町長が適当でないとして認めたときということでございますけれども、あまり想定というか、活用はないんですけれども、基本的には何て言ったらいいんですか、やみくもに請求をされたりですね、架空ではないですけれども、そういった請求があった場合に備えてということで、一応その他町長が適当でないとして認めたときというふうに掲載を、要綱のほうで定めさせていただいているというふうな状況になってます。

○議長（天野秀実君） 5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 課長にお尋ねしたいんですよ。ここの要綱の支給対象児の2条、ここに基本台帳多分利用して、多分確認していると。ただいまの答弁聞くと、7条の3項がその部分からするとちょっと逸脱したような答弁に聞こえるんですが、それが認めないことということに理解すればよろしいのかを、再度お尋ねしておきます。

○議長（天野秀実君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

第2条で対象児のほうを規定しておりますので、その住民基本台帳に記録したものに付きましては支給対象というふうになりますけれども、そういった形で確認をしながら進めてまいりたいというふうにご考慮しております。

○5番（相原和洋君） 何か分かんないけど、了解。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に43ページ。

4款衛生費1項保健衛生費。中山 哲議員。4款衛生費。中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 保健福祉センター管理費の中で、12、14と工事費ということでね、保健福祉センターの冷暖房設備改修工事費ということで2,430万円、全てで2,500万200円となっておりますけれども、なぜ、今、予算の計上なのか、お尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

まずもってですね、保健福祉センター大分年数もたっておりまして、23年たっておる状況です。それで、大分この冷暖房設備ですね、修繕の回数が年々増えきているという状況でございました。

それで、去年の9月の補正でですね、495万円程度の修繕させていただいたんですが、そのとき予算がですね、それで9月の補正をもって修繕をしました。それがそのときは454万円程度の補正、修繕をしたんですが、その際にですね、そちらの業者さんのほうからですね、もう大分たつて、部品等ももうなくなっている、欠品しているというようなお話も、それに対応するときにあったものですから、同時期にですね、設計のほうの予算も取らせていただいていたというような状況です。そういう緊急性があつて、そういった予算を取らせていただいて、その設計がですね、年度いっぱいかかったというような状況になります。それで、当初の段階ではその辺の金額がはっきりしなかったものですから、今回、その辺の設計の希望というかですね、どういったことをするか、その辺ははっきりしまして、金額のほうも積算できましたので、今回、速やかに財政と協議して計上させていただいているというような、そういった状況でございます。

○議長（天野秀実君） 10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 本来だったら、こういったものは当初予算に取るべきだろうと。もう先ほど緊急性等々から言うんだったら、なお当初で予算取るべき。これはもうその前に9月の補正で取った時点で、それは修理というかね。修繕している段階で、もうその辺については十二分承知しているはずだと思います。

そうした中で、ここんところまで遅れねばなんねえということではないのかなと私は思うだけけども。なぜ、さきた言った説明はあったんだけども、やっぱり当初で取るものだったんだらうと思うだけけども、再度この辺については、またの、今と同じ答弁が来るのかどうかは分かんないけども、お尋ねしておきます。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） ちょっと先ほどと重複する部分もありますが、9月の補正で予算をつけて計上をさせていただいて、それで実際設計が上がってきたのが、令和6年の3月年度末になりました。それで、当初予算にはちょっと間に合わなかったものですから、今回6月、一番近いところでさせていただいたというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 間に合わねかったと、大体同じことなんだろうと思うだけけど

も。なぜかというとな、やはり冷暖房といったらね、もう暑さというのはもう昨日あたりでも、もう30度超え、29度ね、今でも29度というようなね、予報があるということだね、そういった意味からすれば、この工期、これが可決された場合に、いつから発注して、それが間に合うのかどうなのかということもあるもんだからね、やっぱり当初に取るべきだろうというふうに思います。

そして、また今年度の予算編成に当たってはゼロベースということだね、今までの概念をすっかりはらうということで、まずゼロからやるということね、形の中でいった場合に、今のこの予算のやり方というのはどうなのかということだね、お尋ねをしておきます。

○議長（天野秀実君） 地域包括支援センター所長兼保健福祉課長。違うかな。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 中山議員の御質問にお答えをいたします。

予算の取り方、今回ゼロベースでということで、当初予算の予算編成方針立てております。それに基づいての執行ということで予算計上しておりますけれども、今回はちょっと話を聞きますと、3月の段階でもしっかりした修繕の費用が上がってこなかったということで、これ保健福祉課長のほうから答弁がございましたけれども。これにつきましては財政当局のほうでも、その数字がはっきりしていないということは把握しておりました。ということで、当初予算、全く数字も頭に入っていなかったかということ、そうではなくて、本来であれば、9月補正で上げようかということで、財政当局のほうでは状況は把握しておったということでしたが、今回、設計の金額がはっきり明確に分かれましたので、早いほうがいいということで、6月の補正予算での提出と、上程ということでさせていただきました。本来であれば、もっと早めにですね、設計をして、当初予算に組み入れるべきということは、議員のおっしゃるとおりだということで、今後はこのようなことがないようにですね、早めに着手をして、予算編成のほうに当たっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） ほかに、4款衛生費ございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、進みます。

6款農林水産業費1項農業費。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 3目のこちら18節、今回、東アジア農業遺産学会負担金、別名ER AHSだと思うんですね。そちらで3万円という負担金が出ているんですが、この負担金を出している、この事業内容は何なのかをまずお尋ねしたいと。

また、この負担額というのは一律なんでしょうか、分担割とかあるんでしょうか。その点どうなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

東アジア農業遺産学会負担金3万円の内容でございます。学会がですね、8月8日から9日にかけて、岐阜県庁でまず開催されます。今学会のテーマについては、次世

代につなぐ農業遺産と題しまして、地域の課題やそれらに対応するための研究成果などを共有することにより、東アジアの学術連携による世界農業遺産の発展へ寄与することを目的に、まずは開催されます。学会のほうでは、基調講演であったり、基調発表が行われる予定でありまして、参加者は国内外合わせて250名程度になる予定でございます。この学会にですね、大崎地域世界農業遺産推進協議会として、まず参加することに伴った負担金でございます。負担については一律というか、1人当たり3万円という、1人の参加費ということで3万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、課長の答弁、ERAHSの部分、学会の参加1名分の負担金ですと。世界遺産のGIAHSの部分だと思います。国内にGIAHSって今何か所あって、それが今回250名という数字になったのか、それをお尋ねしておきたいと。

なお、そうしますと、本町でも1名これ行くのかどうか。その点、もし行くとした場合、誰が行かれるのかをお尋ねしておきたいなと思います。

また、この事業をやることによって、本町にどういった効果、成果が生まれるものとして考えてやっていくものなのか、併せてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

すいません、国内にちょっと何か所、地域があるかどうかというのはちょっと資料として持っておりませんでしたので、省略させていただきました。本町からは1名、担当職員とですね、あと管内の協議会の構成メンバーの大崎管内の市長、町長も参加するんですが、その分については協議会のほうで負担するというので、各町の担当者の応募について、今回、3万円、1人予算計上するものでございます。

あと、この学会に参加しての効果ということでございますが、先ほど申し上げました、その学会でですね、地域のこれ東アジアということで、中国、韓国の方々が参加するというので、国内も合わせてなんですけれども、そういった方々のその地域の課題であったり、それらに対応するための研究成果などを共有してですね、町においてもそういった、そのどういった問題が今なっているかというような部分を習得するために学会のほうに参加するというので、今回、負担金の計上をさせていただいた次第でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） まあ、課長から1名担当課から行きますよと。岐阜で250名、中国、韓国、日本。国内15か所から多分集まって、250名行かれるんだろうと、今回、岐阜で、思っていたんですよ。ただ、何か所か分かんないということで、15か所あると思いますんで、御承知してくださいね、自分たちでやっているんですから。

また、事業内容について、学会の発表か、聞いてくるような話ぶりですけれども、世界農業遺産の本町における課題というのが多分あったと思われます。それも考えながら

多分行かれるかと思ったものですから聞いてたんですが、その点はどうなのか。課題は今何があって、それをどのように反映するのかということ、もしあればお答えください。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 世界農業遺産推進協議会ということで本町も構成委員になっておりまして、令和5年度についても大崎耕土のスタンプラリーだったりとか、フォトコンテスト等に、協議会の事業として参加はさせていただいております。そういった中で、なかなか本町にとってのそういった世界農業遺産をPRすることがですね、なかなか現実的に少なく感じております。もうちょっと協議会の事業のほかにはですね、町としてももうちょっとPRできるような事業があれば、そういったことに町独自としても取り組んでいきたいなということで、このアジア農業遺産学会でいろいろな基調講演等々、分科会の基調発表もあるようでございますので、そちらを拝聴しまして、町独自としても取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に進みます。

7款商工費1項商工費。6番河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 1目の12節委託料地元支援商品券事業委託料2,361万円計上されておりますが、これはどういった事業なのか、また町民の方にいつ頃行くものなのか、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） 河野議員にお答えをいたします。

地元支援商品券事業委託料2,361万円でございますが、昨年度に引き続きまして、物価高騰対策の1つとして、地元支援商品券を交付するという事業でございます。この予算可決後ですね、今月中には契約を締結をさせていただきまして、来月にこの商品券に関する事業者の募集ということになります。商品券の印刷を8月中に行い、同月、各世帯へ発送させていただきまして、昨年例ですと、12月末を使用期限というふうにいたしております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） もう一つですね、18節の負担金補助金及び交付金の加美商工会補助金220万円減となっておりますが、これ何の補助金なのか、また、なんでこの時期に減額なのかお聞きいたします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

この加美商工会補助金220万円の減額でございますが、加美商工会に対する補助金、当初ではですね、総額で580万円ございました。そのうちの220万円につきましては、実

は6年度当初です、2割増し商品券事業というものを商工会事業の中で計画をして  
ございました。したがって、今回、物価高騰対策ということで、この地元支援商品  
券事業、また商工会委託を想定してございますが、今回、こちらを実施をさせてい  
たしますので、当初計画をしていた220万円、2割増し商品券事業分を減額させてい  
たということでございます。

○議長（天野秀実君） ほかに7款商工費ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に進みます。

45ページ。

8款土木費1項土木管理費。（「なし」の声あり）

9款消防費1項消防費。（「なし」の声あり）

10款教育費1項教育総務費。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） こちら12節委託料、ここで弁護士委託料35万円がついております。  
内容について、どういった内容の委託料なのかを、お尋ねをまずしておきたいと思いま  
す。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

色麻学園内におきまして、授業中に児童がけがをするという事案が発生いたしました。  
その児童の保護者より損害賠償請求という事案がございます。この本件解決に向けて、  
町として弁護士に委任いたしまして、本件の解決を図っていくための費用という内容で  
ございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 学園での事故における損害賠償、しからば、この事故はいつの事  
故の内容なんでしょうか。お尋ねをしておきます。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） 事故の発生日は、令和4年3月  
8日でございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 事案的には1年半前の内容に思われます。今回、なぜこのタイミ  
ングで委託料ということになったのか。その趣旨を含め、お尋ねをしておきます。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

けがの事案が発生したのは令和4年3月8日ということでしたが、その  
後ですね、令和5年の8月8日にですね、その保護者が弁護士を通じまして、町に対し  
て損害賠償の請求を行ったという、そういう経過がございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） ほかに、10款教育費ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、進みます。

2項義務教育学校費。（「なし」の声あり）

4項社会教育費。（「なし」の声あり）

5項保健体育費。（「なし」の声あり）

12款公債費 1項公債費。（「なし」の声あり）

14款予備費 1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、33ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、34ページ、第3表地方債補正、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第45号 令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第1号）

○議長（天野秀実君） 日程第13、議案第45号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 議案第45号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から98万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,791万2,000円とするものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして御説明申し上げます。会議事件53ページを御覧願います。

第3款国庫支出金第2項国庫補助金1目社会保障税番号制度システム整備費補助金では、システム整備補助等補助金として231万円を増額補正しております。こちらは現行の国民健康保険が今年12月2日に保険証の発行が終了するため、代わりとなる資格確認書の発行のためのシステム改修の補助金となります。

次に、第6款繰入金第1項他会計繰入金1目一般会計繰入金では、出産育児一時金及び事務費人件費分繰入金といたしまして、合わせまして132万2,000円を増額といたしました。すみません、減額といたしました。

次に、歳出について御説明いたします。54ページを御覧願います。

第1款総務費第1項総務管理費1目一般管理費では、歳入でも御説明いたしましたが、4月の人事異動による給料、職員手当等の人件費で239万3,000円を減額、第12節委託料では国民健康保険保険証の代わりとなる資格確認書を発行するためのシステム改修の委託料として、231万円を増額補正しております。

第2款保険給付費第4項出産育児費1目出産育児一時金では、5月末で当初予算で想定しておりました人数となったことから、今後の増加分といたしまして3名分、15万円の増額といたしました。

第4款保険事業費第1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費では、特定健康データ分析支援ソフト保守管理委託料といたしまして、7万1,000円を増額といたしました。すみません。3名分といたしまして、150万円の増額といたしました。すみません。

第7款予備費において、歳入歳出予算調整のため、50万円を減額するものでございます。

以上、令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書53ページ、歳入から入ります。

3款国庫支出金2項国庫補助金。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今、担当課長から、今年の12月からシステムが変わるということで、社会保障税番号制度システム整備費等補助金231万円ということなんですが、今現在、色麻で何て言ったっけか、保険証変わるやつ。違う、違う、違う、違う。（「マイ

ナンバー」の声あり) マイナンバーカードね、今、色麻町で交付されているはずなんです、何%今現在で、今6月ですから12月まで、いろいろマイナンバーカード。違いの、議題がですか。一応そんなことで、12月からで、それに関係するのかどうか、ちょっとお聞きしておきます。

○議長(天野秀実君) 別の機会によろしくお願いします。

2 項国庫補助金に関して、ございますか。(「なし」の声あり)

それでは、進みます。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金。(「なし」の声あり)

それでは、54ページ、歳出に入ります。

1 款総務費 1 項総務管理費。5 番相原和洋議員。

○5 番(相原和洋君) 管理費、12節委託料、これも今回の条例関係含め、いろいろあったと思います。12月2日から、国民健康保険証等について廃止になると。それに代わるものとして、資格証明書なるもの発行になるということ、ここに明記しているのかなと。しからば、今までのシステムからどのように改修をして、承認を出すようなものにするのか。その辺り、どういった形でこの金額になるのかを、内訳がもしあればお示しをいただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長(天野秀実君) 町民生活課長。

○町民生活課長(渡邊勝男君) お答えいたします。

資格確認書を交付するための追加に伴うシステム改修が1件でございます。あわせて、保険者等へ、すいません、被保険者への加入情報の送付に伴うシステム改修が1件。もう一つが連携データの取り込み機能追加に伴うシステム改修が1件ということで、3件のシステム改修を行う予定でございます。

以上でございます。

○5 番(相原和洋君) 了解。

○議長(天野秀実君) ほかに、総務管理費ございますか。(「なし」の声あり)

それでは、次に進みます。

2 款保険給付費 4 項出産育児諸費。(「なし」の声あり)

4 款保健事業費 1 項特定健康診査事業、これ、ちょっと待って。特定健康診査等事業費。(「なし」の声あり)

55ページ。

7 款予備費 1 項予備費。(「なし」の声あり)

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長(天野秀実君) これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(天野秀実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第46号 令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（天野秀実君） 日程第14、議案第46号令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第46号令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は職員の昇給等に伴う人件費で、予算第3条に定めました収益的支出の予定額の組替えを行うものであります。

議案書57ページをお開き願います。

第1款水道事業費用第1項営業費用第1目原水及び浄水費では、給料などで20万9,000円の増額といたしました。

第4目総係費では、法定福利費などで1万9,000円の増額といたしました。

なお、第4款予備費で22万8,000円減額し、収益的支出予算の調整といたしました。

次に戻りますが、56ページの第3条につきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費につきましても22万8,000円増額いたしました。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書57ページ、収益的支出に入ります。

1款水道事業費用1項営業費用。（「なし」の声あり）

4項予備費。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、56ページに戻りまして、第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第47号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第3号）

○議長（天野秀実君） 日程第15、議案第47号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第47号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回、町長の行政報告並びに6月4日開催の議員全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、地場産業振興施設味彩館ふるさとの閉鎖が色麻町産業開発公社の株主総会で承認決定されました。

これまで、地場産業振興施設味彩館ふるさとは、色麻町産業開発公社を指定管理者に指定し管理いただいておりますが、令和6年5月30日付で指定管理者取消しに係る申出書が町長宛て提出され、令和6年6月30日をもって指定管理を取り消すこととなりました。

このことにより、令和6年7月1日以降の当該施設の維持管理につきましては、町が管理することになるため、今回、関係予算を計上するもので、歳出予算において組替え補正を行うものであります。議案書4ページをお開きください。

第6款農林水産業費は、第3目農業振興費で地場産業振興施設の維持管理に係る光熱水費39万3,000円、施設警備業務、受水槽清掃委託料など、合わせて30万3,000円、合計で69万6,000円を増額するものでございます。

第14款予備費は69万6,000円を減額し、予算の調整を行っております。

以上、令和6年度色麻町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、款項での質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜

り、御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書4ページ、歳出に入ります。

6款農林水産業費1項農業費。（「なし」の声あり）

14款予備費1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議発第2号 色麻町議会会議規則の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第16、議発第2号色麻町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。10番中山 哲議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。10番中山 哲議員。

〔10番 中山 哲君 登壇〕

○10番（中山 哲君） 議発第2号、色麻町議会会議規則の一部改正について。

色麻町議会会議規則の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年6月11日提出。

提出者、色麻町議会議員、中山 哲。

賛成者、色麻町議会議員、河野 諭。

賛成者、色麻町議会議員、小松栄喜。

賛成者、色麻町議会議員、西村義隆。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

提案理由。

現在の社会情勢を鑑み、所要の改正を行うとともに、文言の整理を行うために改正するものである。

第8条中、第2項を改正し、会議中は、議長は会議に宣告することにより会議時間の変更ができることとし、第3項を新設し、会議外である場合において、議長が災害など緊急を要し特に必要と認めるときは、会議時間を変更できるとするものである。

また、第102条中、「つえ」、「写真機及び録音機」を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から届出制にするものである。

附則として、この規則は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（天野秀実君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議発第3号 色麻町議会傍聴人規則の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第17、議発第3号色麻町議会傍聴人規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。10番中山 哲議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。中山 哲議員。

〔10番 中山 哲君 登壇〕

○10番（中山 哲君） 議発第3号、色麻町議会傍聴人規則の一部改正について。

色麻町議会傍聴人規則の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年6月11日提出。

提出者、色麻町議会議員、中山 哲。

賛成者、色麻町議会議員、河野 諭。

賛成者、色麻町議会議員、小松栄喜。

賛成者、色麻町議会議員、西村義隆。

色麻町議会傍聴人規則の一部を改正する議会規則。

色麻町議会傍聴人規則（昭和54年色麻町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

提案理由の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

提案理由。

現在の社会情勢を鑑み、第7条第4号中の「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に改め、文言の整理を行うために改正するものである。

附則。

この規則は、公布の日から施行するものである。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議員の派遣について

○議長（天野秀実君） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容に関しましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。議員の派遣につきましては、このとおり派遣することにしたいと思っておりますが、これに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、このとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

○議長（天野秀実君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって、令和6年度色麻町議会定例会6月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日6月14日から次の会議までを休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、明日6月14日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時03分 散会

---